

鈴鹿市文化会館大規模改修事業

要求水準書 — 改修編 —

令和3年11月1日

鈴鹿市

目次

第1 総則.....	1
1 要求水準書の位置付け	1
2 事業目的.....	1
3 事業の鈴鹿市公共建築物個別施設計画との関係.....	1
4 事業の改修基本方針.....	2
(1) 鈴鹿市文化施設の役割.....	2
(2) 鈴鹿市文化会館の施設と運営の目指す姿	2
(3) 改修の方向性.....	2
5 本事業の施設概要及び事業期間.....	4
(1) 施設概要	4
(2) 施設構成	5
(3) 事業期間中の本施設内で使用する光熱水費について.....	5
(4) 用語の定義.....	6
(5) 事業期間	6
6 事業の範囲	6
(1) 設計業務	6
(2) 建設業務	7
(3) 維持管理業務	7
7 遵守すべき法令等	7
(1) 法令.....	7
(2) 条例等.....	8
(3) 要綱、基準等	8
8 個人情報の保護及び情報公開	9
9 秘密の保持.....	9
10 要求水準の変更.....	9
(1) 要求水準の変更事由.....	9
(2) 要求水準の変更手続き	9
11 かし担保.....	10
(1) 設計のかし担保.....	10
(2) 施工のかし担保.....	10
(3) かし検査	10
(4) かし確認要領書.....	10
(5) かし確認の基準.....	11
(6) かしの改善、補修	11
12 前提条件.....	11

(1) 参加資格	11
1 3 事業期間終了時の措置等	12
(1) 事業期間終了時における施設のあり方	12
(2) 劣化診断調査報告	12
(3) 事業期間終了時における引継ぎ等	12
1 4 その他	13
(1) 本市による任意の確認	13
(2) 本市との協議	13
(3) 提出資料の作成等	13
(4) 会計検査受験の対応	13
第2 施設の機能及び性能等に係る要求水準	14
1 基本要件	14
(1) 基本方針	14
(2) 敷地条件等	15
(3) 施設整備に関する留意事項	16
2 改修概要	17
(1) 建築	17
(2) 電気設備	18
(3) 機械設備	19
(4) 舞台設備	19
(5) 聴覚障害者対応緊急案内表示装置（LED 緊急視覚表示装置）	20
3 建築に関する整備水準	20
(1) 外部劣化部改修工事	20
(2) 内部劣化部改修工事	23
(3) 法令変更対応工事	29
(4) 要望事項対応工事	30
4 電気設備に関する整備水準	33
(1) 非常用電気設備	33
(2) 変電室内機器	34
(3) 構内交換設備	35
(4) 館内共聴・ITV 設備	35
(5) 表示設備	35
(6) 時計設備	36
(7) 電灯コンセント設備	36
(8) 照明器具設備	36
5 空調設備に関する整備水準	36
(1) 冷温水発生機更新	36
(2) 冷却塔更新	36

(3) 空調用ポンプ更新	37
(4) ヘッダー等の更新	37
(5) 空調機更新	37
(6) ファンコイルユニット更新	38
(7) 全熱交換器更新	39
(8) 空調ファン更新	39
(9) 換気ファン更新	40
(10) 排煙ファン更新	41
(11) 除湿機更新	41
(12) 空冷ヒートポンプパッケージ更新	41
6 給排水衛生設備に関する整備水準	42
(1) 受水槽更新	42
(2) ガス瞬間給湯器更新	42
(3) 給水ポンプ更新	42
(4) 衛生器具設備改修	43
(5) 消火設備更新	45
7 舞台設備に関する整備水準	45
(1) 基本方針	45
(2) 舞台機構設備	46
(3) 舞台照明設備	49
(4) 舞台音響設備	52
(5) 聴覚障害者対応緊急案内表示装置 (LED 緊急視覚表示装置)	57
第3 施設の設計及び建設に係る要求水準	60
1 基本要件	60
2 設計業務の要求水準	60
(1) 着手前業務	60
(2) 設計期間中業務	61
(3) 設計図書の提出	61
3 建設業務の要求水準	63
(1) 着工前業務	63
(2) 建設期間中業務	64
(3) 竣工後業務	65
(4) 完成図書の提出	66
(5) 本施設の引渡しに係る業務	66

【資料一覧】

○添付資料

資料番号	資料名称
別紙 1	竣工設計図書
別紙 2	鈴鹿市文化会館大規模改修基礎調査資料
別紙 3	外構 竣工設計図書（抜粋）

別紙 1, 2 は, 令和 3 年 7 月 9 日付け要求水準書（案）と同時に公表した資料を参照。

第 1 総則

1 要求水準書の位置付け

本書は、鈴鹿市（以下「本市」という。）が、「鈴鹿市文化会館大規模改修事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定にあたり、応募者を対象に交付する「募集要項」と一体のものであり、本事業において本市が要求する施設整備水準及びサービス水準（以下「要求水準」という。）を示し、募集に参加する応募者の提案における具体的な指針を与えるものである。

応募者は、要求水準を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができる。また、本市は、要求水準を事業者選定の過程における審査条件として用いるものとする。このため、審査時点において要求水準を満たさないことが明らかな提案については失格とする。更に、事業者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。本市による事業実施状況のモニタリングにより、事業者が要求水準を達成していないことが確認された場合は、工事請負契約（以下「請負契約」という。）に基づき措置するものとする。

2 事業目的

鈴鹿市文化会館は、昭和 63 年 3 月に竣工し、供用開始から約 33 年が経過し、経年劣化や耐用年数を超過している設備が多数存在している。

また、平成 23 年の東日本大震災で吊り天井の落下被害が大きかったことから、平成 25 年に建築基準法施行令が改正され脱落対策が義務化された。鈴鹿市文化会館では「けやきホール」がこの特定天井に該当するため、早期の改修が必要となっている。

他にも外壁タイルの剥離・損傷が激しく、落下による危険防止のため補修が必要になっており、全館的な改修が必要となっている。

このことから、「鈴鹿市公共建築物個別施設計画」に基づき、令和 4 年度から大規模改修（長寿命化）工事を実施するものである。

3 事業の鈴鹿市公共建築物個別施設計画との関係

「鈴鹿市公共建築物個別施設計画」において、RC造の建物は、目標耐用年数を 80 年としている。この計画では、令和 4 年度に長寿命化を目的とした大規模改修の計画が明記されている。

工事にあたっては、外壁タイルの落下事故を受けて改正された建築基準法上の検査（1 回/10 年、最後はH18 年度）を改修計画があったため実施しておらず、令和 4 年度には、その延長措置期限も切れることから安全のため休館する。また工事期間中は、空調設備や非常用設備も更新予定のため、工事完了時まで休館とする。

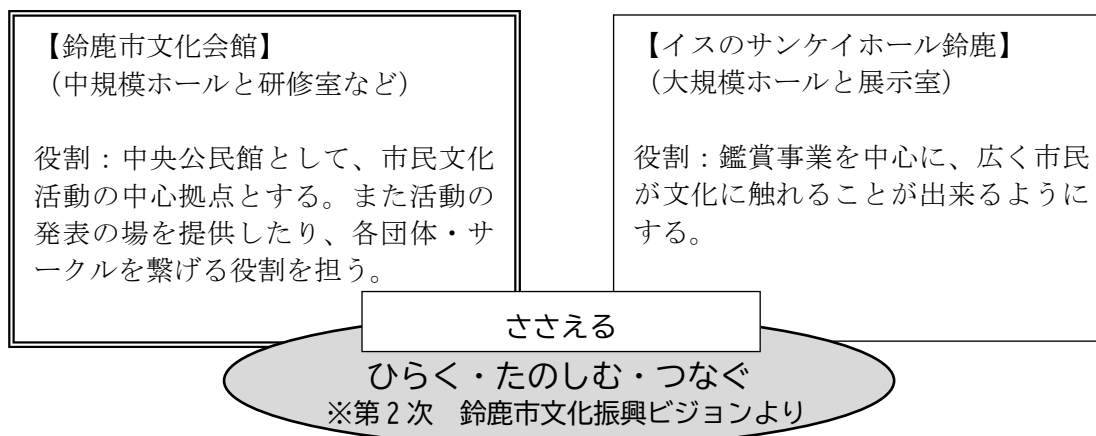
4 事業の改修基本方針

鈴鹿市は「総合計画 2023」に掲げる将来都市像「みんなで創り 育み 成長し みんなに愛され選ばれるまち すずか」を目指している。

そして、それを支える柱の一つである「子どもの未来を創り 豊かな文化を育むまち すずか」の実現のため、文化振興を推進する。

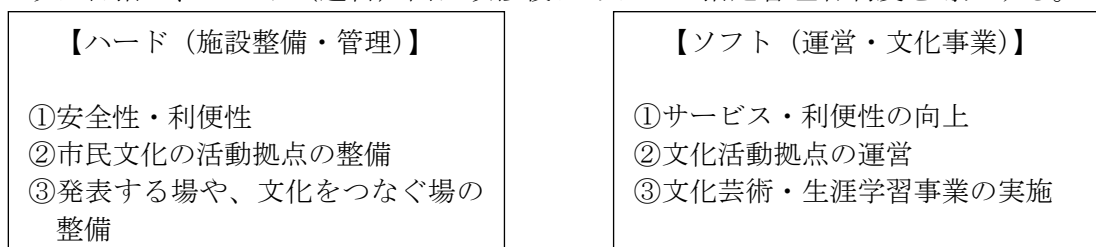
鈴鹿市文化会館は、市民文化育成の中心拠点に相応しい施設として改修する。

(1) 鈴鹿市文化施設の役割



(2) 鈴鹿市文化会館の施設と運営の目指す姿

今回の大規模改修は、ハード（施設）面で市民文化をささえることが出来るように目指し、ソフト（運営）面は改修後にあわせて指定管理者制度を導入する。



(3) 改修の方向性

鈴鹿市文化会館の目指す姿を実現するために、大規模改修の方向性を示す。

ア 安全性・利便性の向上

法令の改正により不適合となっている箇所の改修と、安全で便利な使用環境を整備し、誰もが快適に利用できるようにする。

- ・ホール吊り天井の改修（耐震改修）
- ・外壁補修（タイル落下の危険を回避）
- ・現行法令に適合した改修（エレベーター、ホール客席仕様など）
- ・老朽化した設備の更新（高低圧電気、空調、消防設備、舞台設備など）
- ・ユニバーサルデザインの採用（トイレ改修など）

イ 市民文化の活動拠点の整備

市民の文化芸術・生涯学習活動の拠点となるよう整備する。

- ・ 2 階会議室を団体事務室に改装利用率の低い会議室を、市民の文化芸術・国際交流活動を推進している公益団体の拠点とすることで人と人をつなげる。

ウ 発表する場や、文化をつなぐ場の整備

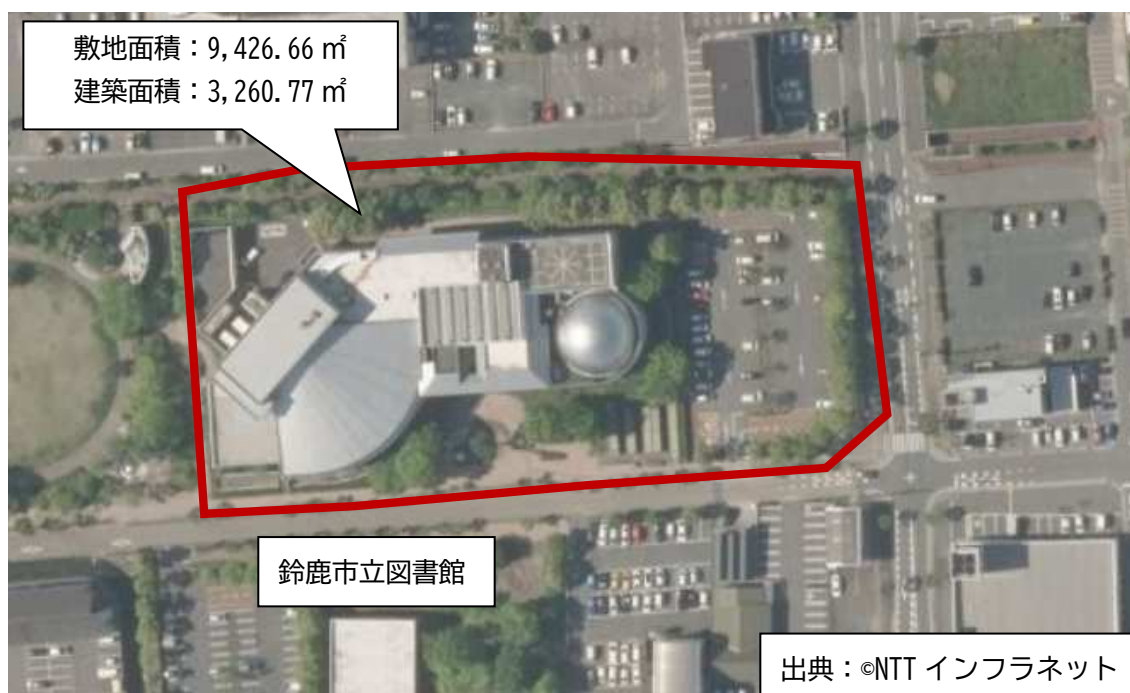
けやきホール等の設備を更新して、発表の場を整備します。

- ・ ホール舞台機構・照明・音響設備の更新
- ・ ホール座席の更新
- ・ さつきプラザの間仕切パネル更新
- ・ プラネタリウムを映像ドームに改修
- ・ プラネタリウムギャラリーを展示（多目的）スペースに利用できるように改修

5 本事業の施設概要及び事業期間

(1) 施設概要

施設名称	鈴鹿市文化会館
計画地	三重県鈴鹿市飯野寺家町810番地
敷地面積	9,426.66㎡
建築面積	3,260.77㎡
延床面積	5,980.13㎡
開館時間	9時00分から22時00分
休館日	月曜日と第3火曜日（ただし月曜日が祝日にあたる時は翌日の平日） 12月28日から、翌年の1月4日



(2) 施設構成

構造	本館棟：鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階建 機械棟：鉄筋コンクリート造 地上1階建
施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ けやきホール（500席、舞台幅16.5m高さ7m×奥行12m） ・ さつきプラザ（大研修室兼展示室）272.73 m² ・ 会議室 102.39 m² ・ 第1研修室 125.39 m² ・ 第2研修室 89.16 m² ・ 第3研修室 82.08 m² ・ 第4研修室 38.31 m² ・ 第5研修室 37.77 m² ・ 美術工芸室 125.63 m² ・ 陶芸室 73.69 m² ・ 音楽室 141.23 m² ・ 調理室 135.93 m² ・ 和室 35 帖 ・ 茶室 24.5 帖 ・ 事務室、控室、印刷室、プラネタリウム事務室、録音室 ・ プラネタリウム（15mドーム、180席） ・ 展示ギャラリー 106.35 m²
外構	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場 74 台 ・ 自転車置場 100 台
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車場借地 2 筆 （鈴鹿市西条六丁目41番地、畑、1,076 m²） （鈴鹿市飯野寺家町字柳原823、雑種地、1,552 m²）

(3) 事業期間中の本施設内で使用する光熱水費について

令和4年12月31日分までは、内部の荷物整理、移動のため市が入館する機会もあるため、本市が支払うものとする。（設計期間）

令和5年1月1日から令和6年3月の改修工事完了検査後の引渡し時までは、事業者が直接供給業者へ支払いをする。

(4) 用語の定義

本要求水準において使用する用語の定義は次のとおりとする。

用語	定義
本事業	「鈴鹿市文化会館大規模改修事業」をいう。
本施設	本事業の事業用地内に整備されている、外構を含む施設全体をいう。
本体施設	本施設の外構を除く建築物をいう。
改修	劣化した部位・部材又は機器等の性能・機能を、建築当初の水準を超えて改善すること。
改装	建物の外装、内装を新しいものに交換すること。
修繕	劣化した部位・部材又は機器等の性能・機能を、建築当初の水準まで回復させること。
更新	劣化した部位・部材又は機器等を同性能・同仕様以上の新しいものに取り換えること。
補修	劣化した部位・部材又は機器等の性能・機能を、実用上支障のないレベルまで回復させること。
点検	建築物等の建築状態や減耗の程度等を、あらかじめ定めた手順により調べること。
保守	建築物等の初期の性能及び機能を維持する目的で、周期的又は継続的に行う注油、小部品の取替え等の軽微な作業のこと。

(5) 事業期間

設計・建設期間	契約締結日（令和 4 年 6 月）～令和 6 年 3 月予定（約 2 年） 【休館期間 令和 4 年 4 月～令和 6 年 3 月】
維持管理期間	令和 6 年 4 月～令和 21 年 3 月予定（約 15 年）

6 事業の範囲

(1) 設計業務

- ア 事前調査業務及び関連業務（建築物の設計・建設のために必要な調査を含む。）
- イ 改修実施設計及びその関連業務に伴う各種申請等の業務

(2) 建設業務

ア 解体撤去業務

イ 改修工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務

(3) 維持管理業務

7 遵守すべき法令等

事業を実施するにあたって、事業者は関連する最新版の各種法令（施行令及び施行規則等を含む。）、条例、規則、要綱等を遵守すること。また、各種基準・指針等についても本業務の要求水準に照らし、準備すること。

なお、以下に本事業に関する主な関係法令等を示す。

(1) 法令

- ・ 建築基準法
- ・ 特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件（国土交通省告示第771号）
- ・ 建築士法
- ・ 建設業法
- ・ 消防法
- ・ 道路法
- ・ 都市計画法
- ・ 景観法
- ・ 電気事業法・電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・ フロン排出抑制法
- ・ 水道法
- ・ 下水道法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 地方自治法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ 興行場法

- ・警備業法
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・社会教育法
- ・駐車場法
- ・個人情報の保護に関する法律
- ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
- ・公共工事の品質確保の促進に関する法律
- ・公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律
- ・液化石油ガス法
- ・高圧ガス保安法
- ・その他の本事業に必要な関連法令等

(2) 条例等

- ・鈴鹿市建築基準法施行細則
- ・鈴鹿市景観づくり条例
- ・三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例
- ・三重県建築基準条例
- ・鈴鹿市火災予防条例
- ・鈴鹿市しあわせ環境基本条例
- ・鈴鹿市文化会館条例
- ・鈴鹿市情報公開条例
- ・その他、本事業に必要な関係条例等

(3) 要綱、基準等

- ・建築設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・2007年版 建築物の構造関係技術基準解説書（国土交通省住宅局建築指導課）
- ・建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- ・建築設備設計基準（ 〃 ）
- ・公共建築工事標準仕様書【建築工事編】（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事標準仕様書【電気設備工事編】（ 〃 ）
- ・公共建築工事標準仕様書【機械設備工事編】（ 〃 ）
- ・建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（ 〃 ）
- ・公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

- ・公共建築数量積算基準（ 〃 ）
- ・公共建築設備数量積算基準（ 〃 ）
- ・建築保全業務共通仕様書（ 〃 ）
- ・建築保全業務積算基準（ 〃 ）
- ・建築物解体工事共通仕様書（ 〃 ）
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（ 〃 ）
- ・官庁施設の基本的性能基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・官庁施設の基本的性能に関する技術基準及び同解説（ 〃 ）
- ・構内舗装・排水設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- ・体育館等の天井の耐震設計ガイドライン（日本建築センター）
- ・その他、本事業に必要な要綱・基準等

8 個人情報保護及び情報公開

事業者は、業務を実施するにあたって知り得た市民等の個人情報を取り扱う場合については、漏洩、滅失、又は毀損の防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を関連法令等に準拠して講じること。また、業務に従事する者又は従事していた者は、個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

なお、事業者が保有する情報の公開については、関係法令等の規程に則し、必要な措置を講じること。

9 秘密の保持

事業者は、業務の実施において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

10 要求水準の変更

(1) 要求水準の変更事由

本市は、下記の事由により、事業期間中に要求水準を変更する場合がある。

- (ア) 法令等の変更により業務が著しく変更されるとき。
- (イ) 災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき、又は業務内容が著しく変更されるとき。
- (ウ) 本市の事由により業務内容の変更が必要となったとき。
- (エ) その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

(2) 要求水準の変更手続き

本市は、要求水準を変更する場合、事前に事業者へ通知する。要求水準の変更に伴い、請負契約書に基づく事業者へ支払う対価を含め請負契約書の変更が必要となる場合、必要な契約変更を行うものとする。

1.1 かし担保

設計、施工及び材質ならびに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は事業者の負担にて速やかに補修、改造、改善又は取り換えを行わなければならない。本施設は性能発注（設計施工契約）という発注方式を採用しているため、事業者は施工のかしに加え、設計のかしについても担保する責任を負う。

かしの改善等に関しては、かし担保期間を定め、この期間内に性能、機能、耐用等に関して疑義が発生した場合、本市は事業者に対しかし改善を要求できる。

かしの有無については、適時かし検査を行い、その結果に基づいて判定するものとする。

(1) 設計のかし担保

- (ア) 設計のかし担保期間は10年とする。この期間内に発生した設計のかしは、設計図書に記載した施設の性能及び機能、主要装置の耐用に対して、すべて事業者の責任において改善すること。なお、設計図書とは、実施設計図書、施工承諾申請書、工事関連図書、完成図書とする。
- (イ) 引渡後、施設の性能及び機能、装置の耐用について疑義が生じた場合は、本市と事業者との協議の下に、両者が合意した時期に性能試験を実施するものとする。これに要する費用は、事業者の負担とする。
- (ウ) 性能試験の結果、事業者のかしに起因し所定の性能及び機能を満足できなかった場合は、事業者の責任において速やかに改善すること。

(2) 施工のかし担保

- (ア) 建築工事関係（建築機械設備、建築電気設備、舞台設備を含む）のかし担保期間は引渡後3年とする。但し、本市と事業者が協議の上、別に定める消耗品についてはこの限りでない。
- (イ) 防水工事等については、「建築工事標準仕様書（最新版）」を基本とし、保証年数を明記した保証書を提出すること。ただし、屋根防水にかかる保証年数は10年とする。

(3) かし検査

本市は施設の性能、機能、耐用等に疑義が生じた場合は、事業者に対しかし検査を行わせることができるものとする。事業者は本市と協議したうえで、かし検査を実施し、その結果を報告すること。かし検査にかかる費用は、事業者の負担とする。かし検査によるかしの判定は、かし確認要領書により行うものとする。本検査でかしと認められる部分については、事業者の責任において改善、補修すること。

(4) かし確認要領書

事業者は、あらかじめ「かし確認要領書」を本市に提出しその承諾を受けるものとする。

(5) かし確認の基準

かし確認の基本的考え方は、以下の通りとする。

- (ア) 運転上支障のある事態が発生した場合。
- (イ) 構造上、施工上の欠陥が発見された場合。
- (ウ) 主要部分に亀裂、破損、脱落、曲がり、摩耗等を発生し、著しく機能が損なわれた場合。
- (エ) 性能に著しい低下が認められた場合。
- (オ) 主要装置の耐用年数が著しく短い場合。

(6) かしの改善、補修

ア かし担保

かし担保期間中に生じたかしは、本市の指定する時期に事業者が無償で改善、補修すること。改善、補修にあたっては、改善・補修要領書を提出し、本市の承諾を受けること。

イ かし担保に要する経費

かし担保期間中のかし判定に要する経費は、事業者の負担とする。

1.2 前提条件

(1) 参加資格

事業者は次に示す全ての要件を満たすこと。

- (ア) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しないものであり、同条第 2 項の規定により本市の入札制限を受けていないこと。
- (ウ) 鈴鹿市暴力団排除条例（平成 23 年鈴鹿市条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。
- (エ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (オ) 実施要領の公表の日から優先交渉権者の特定の日まで、本市から鈴鹿市建設工事等に係る資格停止等措置要綱（平成 11 年鈴鹿市告示第 148 号。以下「資格停止措置要綱」という。）に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- (カ) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状況が著しく不健全でないこと。

1 3 事業期間終了時の措置等

(1) 事業期間終了時における施設のあり方

事業者は、事業期間終了時の本施設の状態が事業終了後少なくとも 1 年間は消耗部品の取り替えだけを行うことにより、事業期間中と同様の維持管理が可能な状態とすること。

(2) 劣化診断調査報告

事業者は、事業期間の終了前に、文化会館建物及び設備等について劣化診断を行い、概ね 10 年の期間に必要となる改修工事費を算出して本市に報告すること。

(3) 事業期間終了時における引継ぎ等

事業者は、事業期間終了の 1 年前を目安に、必要な事項を記載した業務引継ぎ書等の作成を開始し、事業期間終了までに本市及び新たな本施設の維持管理運営を担う事業者との間で、速やかに業務引継ぎを行うこと。その際、保管文書については本市に引渡しを行うこと。また、新旧事業者は、業務引継ぎの完了を示す書面を取り交わし、その写しを本市に提出すること。

14 その他

(1) 本市による任意の確認

本市は、事業者に本事業についての説明や書類提出等をいつでも求め、確認することができる。また本市は、事業者が行う工程会議に立会うことができるとともに、いつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。

(2) 本市との協議

事業者は、事業期間を通じて、本市との間で本事業についての協議を行うための定例会を開催し、会議録の作成を行うこと。

(3) 提出資料の作成等

関係法令等の規定により、本市が関係機関等に資料を提出する必要がある場合は、本市の指示に従い作成や修正を行うこと。

(4) 会計検査受験の対応

会計検査受験対象となる見込みがあるため、受験時は検査資料の作成、検査への同席・技術的助言、関連業者との調整等を行うこと。

第2 施設の機能及び性能等に係る要求水準

1 基本要件

(1) 基本方針

ア 改修工事内容の留意事項

(ア) 建築工事について

- a 外装については、シート建材により外壁タイルを全面改修すること。また屋上防水・目地シーリング及び金物を更新すること。
- b 内装については、各所の壁面塗装及び天井仕上の更新等を行うこと。また、用途変更を行う室については、使用用途に合わせて内装の改装を行うこと。

(イ) 設備（電気・機械・舞台）工事について

- a 各種設備は建築当時のものを使用しており、耐用年数を超過しているため、初期整備にて更新すること。
- b 省エネルギー性能の向上及び利用者ニーズへの対応等、機器の更新・改修により、設備運用に係る課題等を解消し、長寿命化や運営管理の適正化を図ること。
- c トイレについては、全面改修すること。

(ウ) 特定天井の耐震改修について

- a けやきホールは特定天井に該当し、既存不適格となっていることから、現行法に適合するよう、天井の補強による耐震改修（天井落下対策に係る技術基準を踏まえて、鉄骨等で天井を補強する工法など）を行うこと。
- b 設計に当たっては、現況から音響性能や見栄えが劣ることのないようにするとともに、照明に干渉することのないよう留意すること。
- c 改修工法については、上記 b の要求水準を満たす限りにおいて、事業者による提案も可とする。

(エ) 建築音響性能について

- a 特定天井や客席椅子等の改修工事による影響を最小限とし、可能な範囲で既存の室内音響性能を維持すること。
- b 別紙2「鈴鹿市文化会館大規模改修基礎調査資料」を踏まえ、具体的な目標を提示すること。
- c ホールの室内騒音は、空調稼働時においてNC-20を目標とし、NC-25を許容とする。

(オ) プラネタリウムについて

プラネタリウムは、映像ドームとして改修し、プロジェクターを用いて全周映像投影などを行うこと。

(2) 敷地条件等

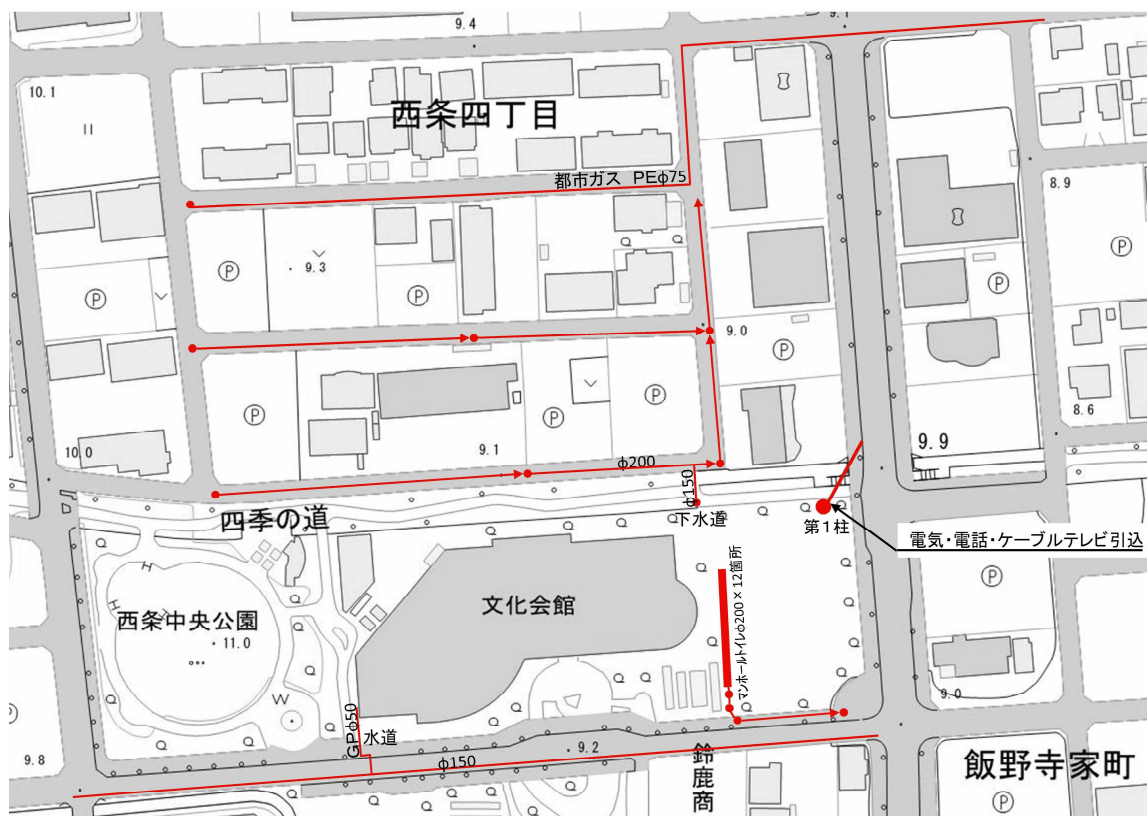
ア 敷地条件

項目		内容
a	所在地	三重県鈴鹿市飯野寺家町810番地
b	敷地面積	9,426.66㎡
c	用途地域	市街化区域、準工業地域
d	建蔽率	60%
e	容積率	200%
f	防火指定	なし（建築基準法第22条指定区域）
g	日影規制	制限を受ける建築物：高さ10m超 平均地盤面からの高さ：4m 日影時間：5時間／3時間
h	道路	東側：幅員13.5m 南側：幅員8.6～15.4m
i	敷地形状等	【別紙1「竣工設計図書」参照。】 ・ただし、設計及び建設に際して不足となるものについては、事業者にて調査を行うこと。
j	屋外広告物	禁止区域

イ インフラ条件

項目		内容
a	電力	第1駐車場より引込
b	ガス	LPG
c	水道	南側150Φ引込
d	汚水	分流式下水道
e	テレビ	CATV

事業用地周辺のインフラ整備状況については、事業者にて適宜確認を行うこと。
また、接続等にあたって費用が発生する場合は、事業者の負担とすること。



図：インフラ配置図

(3) 施設整備に関する留意事項

ア ユニバーサルデザインへの配慮

- (ア) ユニバーサルデザインに配慮し、全ての利用者にとって安心・安全な活動空間の整備を図ること。

イ 経済性の確保

- (ア) 事業者は、耐久性や省エネルギー性能の優れた機器の採用等により、光熱水費や修繕費等のランニングコストの削減を図ること。

ウ 環境負荷の低減

- (ア) 事業者は、省エネルギー・省資源に配慮し、地球環境の保全及び環境負荷の低減に寄与すること。
- (イ) 再生資源を活用した建材や、再生利用が可能な建材の採用等、資源循環の促進を図り、廃棄物の減量に寄与すること。
- (ウ) 人体の安全性、快適性が損なわれない建築資材を使用すること。

エ 長寿命化

- (ア) 事業者は、本施設を 80 年供用することを考慮し、耐久性やメンテナンス性に優れた、適切な機器の選定等を行うこと。
- (イ) 内外装や設備機器は、清掃及び点検・保守等が容易かつ効率的に行えるよう

に配慮すること。

2 改修概要

改修概要は次のとおりとする。

(1) 建築

ア 外部劣化部改修工事

項目		要求水準
1	屋上	ア 防水及び金物を更新すること。
2	外部建具	ア 劣化した建具の修繕を行うこと。 イ シーリングの打ち替え等を行うこと。
3	外壁	ア タイル打診調査の上、浮きタイルを撤去すること。 イ シート建材工法によりタイル全面を改修すること。 ウ 既存のイメージを一新するデザインとすること。
4	第1駐車場	ア 駐車ますを2.2m幅から2.7m幅に塗り替えること。 イ 植栽を撤去すること。
5	駐輪場	ア 塗装を更新すること。
6	北側汚水枿	ア 鋼製蓋を塩ビ蓋に更新すること。

イ 内部劣化部改修工事

項目		要求水準
1	共通事項 (本施設内)	ア 内壁の塗装を更新すること。ただし、機械室及び倉庫等は補修とすること。 イ 床面は研磨を行うこと。 ウ 天井は下地を既存流用として、ボードを更新すること。ただし、機械室及び倉庫は補修のみ行うこと。
2	さつきプラザ	ア 展示室の可動パネルを更新すること。
3	各所トイレ	ア 楽屋横と音響室西側を除き全面改修すること。 イ 1階トイレに和式便器を男女1基ずつ配置すること。
4	けやきホール	ア 客席の有効寸法を確保するため、椅子幅の拡幅と跳ね上げ式へ改修すること。席数の減少可。 イ 客席の仕上は、イスのサンケイホール鈴鹿と同様のさつき柄とすること。色は協議。 ウ 舞台及び客席の建具調整を行うこと。
5	ロビー	ア 自動扉と排煙窓の建具調整を行うこと。 イ トップライトの雨漏りを修繕すること。 ウ 保守ゴンドラのワイヤーを更新すること。
6	楽屋2(和室)	ア 畳の張替えを行うこと。 イ 天井は補修とすること。
7	空調機械室3	ア 建具調整を行うこと。
8	陶芸室	ア 建具調整を行うこと。
9	談話スペース	ア 建具調整を行うこと。

ウ 法令変更対応工事

項目		要求水準
1	ホール天井	ア 特定天井の耐震改修を行うこと。
2	エレベーター	ア 遮煙等の既存不適格の解消のための改修を行うこと。
3	各所	ア アスベスト含有材を処理すること。

エ 要望事項対応工事

項目		要求水準
1	喫茶・厨房	ア 喫茶は、床、巾木、壁を改修すること。 イ 厨房は、既存流用とすること。
2	会議室	ア 家具を撤去し、事務所へ用途変更すること。 イ 内装を改装すること。 ウ 入口木製建具をアルミ製建具のガラス入りのアルミ 框戸に改修すること。 エ 窓台を補修すること。
3	プラネタリウム	ア 360度映像鑑賞や演奏会などを行う映像ドームとして 利用すること。 イ プラネタリウム機器及び座席を撤去し、床を改修す ること。 ウ プロジェクターを2機以上設置し、フロア内にて、 映像や音響、照明を操作できるようにすること。
4	ギャラリー	ア 展示物を撤去し、市民ギャラリーとして利用するこ と。 イ 床及び巾木を改修し、天井は既存流用とすること。
5	喫煙室	ア パーティションを残し、多用途の提案を行うこと。
6	調理室	ア 内装及び設備を改装すること。 イ 造り付けの棚は、H1800として耐震仕様とするこ と。
7	車寄せ、エン トランス回り	ア エントランスに屋根付きの車寄せを整備すること。 イ エントランス周囲の池を車寄せに相応したメンテナ ンスがかからない提案を行うこと。

(2) 電気設備

項目		要求水準
1	共通事項	ア 配線や盤は既存流用とすること。
2	非常用電気設備	ア 更新周期を超過しているため更新すること。
3	受変電設備	ア 更新周期を超過しているため更新すること。
4	構内交換設備	ア 更新周期を超過しているため更新すること。
5	館内共聴設備	ア 更新周期を超過しているため更新すること。 イ テレビアンテナ及び AM・FM アンテナを撤去するこ

項目		要求水準
		と。
6	ITV 設備	ア 更新周期を超過しているため更新すること。
7	表示設備	ア 舞台脇に LED 表示装置を設置し、来場者への案内や避難誘導を行うこと。
8	時計設備	ア 撤去すること。ただし、見えない配線等は残置で良い。
9	照明器具設備	ア 全館 LED 照明に改修すること。

(3) 機械設備

項目		要求水準
1	共通事項	ア ダクトは不良個所のみ更新すること。その他は清掃を行うこと。
2	空調設備	ア 更新周期を超過しているため更新すること。 イ 経済性を踏まえ、空調方式や燃料等について比較検討を行ったうえで、適切な機器を選定すること。
3	換気設備	ア 更新周期を超過しているため更新すること。
4	給排水設備	ア 屋内給排水設備については、更新周期を超過しているため更新すること。 イ 屋外給排水設備については、北側のコンクリート柵を鋳鉄製蓋付き塩ビ柵へ改修すること。
5	衛生器具設備	ア 全面改修すること。
6	ガス設備	ア 更新周期を超過しているため更新すること。
7	消火設備	ア 更新周期を超過しているため更新すること。

(4) 舞台設備

項目		要求水準
1	舞台機構	ア 吊物装置の構成部品、リミットスイッチ、突上げスイッチ類を更新すること。 イ 迫り装置の構成部品、リミットスイッチを更新すること。 ウ 操作盤・制御盤を更新すること。 エ 諸幕を更新すること。
2	舞台照明	ア ボーダーライト、ホリゾントライトなど、負荷設備を更新すること。調光操作卓及び舞台袖操作盤、調光分岐盤内機器など調光設備を更新、修繕すること。 イ 調光制御信号用回線を増設すること。 ウ LED 器具による移動用照明器具を増設すること。

項目		要求水準
3	舞台音響	ア 音響調整卓及び周辺機器を更新すること。
		イ パワーアンプ、プロセッサーなどパワーアンプ架を更新すること。
		ウ ワイヤレスマイク装置を更新すること。
		エ 移動型音響調整卓、コネクター盤、インカム装置、マイク備品を更新すること。
		オ ホール ITV 設備を増設、更新すること。
		カ 映像設備を更新すること。
		キ 難聴者支援システムを新設すること。

(5) 聴覚障害者対応緊急案内表示装置 (LED 緊急視覚表示装置)

項目		要求水準
1	聴覚障害者対応緊急案内表示装置 (LED 緊急視覚表示装置)	ア 非常時に施設防災装置と連動し、聴覚障害者、健常者の方へ視覚による注意喚起、文字案内を表示する装置を新設すること。
		イ 表示案内送出装置、LED 表示装置、停電対応機能付専用電源盤の構成による装置とすること。

3 建築に関する整備水準

(1) 外部劣化部改修工事

ア 防水改修工事

下記の部位につき防水改修を行う。

部位	既設仕様	概算数量	改修仕様
R階			
天体観測上廻り	アスファルト防水(外断熱工法)の上押さえ軽量コンクリートt80、床用タイル貼り	290㎡ (立上り含む)	既設同等以上で更新 (床用タイル貼りはなし)
ぶどう棚屋上、音楽室等屋上	アスファルト露出防水(外断熱工法)	1,095㎡ (立上り含む)	既設同等以上で更新
3階			
音楽室 バルコニー	アスファルト防水(外断熱工法)の上押さえ軽量コンクリートt80	30㎡ (立上り含む)	既設同等以上で更新
陶芸室、美術工芸室 バルコニー	塗布防水	50㎡	既設同等以上で更新
和室廻り庭園	ステンレス防水溶接工法 (SUS316 t=0.4) の上、砂利敷き	100㎡	既設同等以上で更新
プラネタリウム周囲屋上	アスファルト露出防水(外断熱工法)の上、玉砂利敷き	180㎡ (立上り含む)	既設同等以上で更新。または景観に配慮すれば、他工法で

部位	既設仕様	概算数量	改修仕様
			も可能
2階			
音楽室 バルコニー	アスファルト防水(外断熱工法)の上押さえ軽量コンクリートt80	30㎡ (立上り含む)	既設同等以上で更新
舞台バックヤード屋上	アスファルト露出防水(外断熱工法)	320㎡ (立上り含む)	既設同等以上で更新
舞台搬入口 庇	シート防水	13㎡	既設同等以上で更新
その他			
伸縮目地	既製品	300m	既設同等以上で更新
窓廻りシーリング	ポリサルファイド系シーリング10×10 (2成分形)	1,400m	既設同等以上で更新

イ 外部建具改修工事

劣化した下記の建具の調整及び外装目地・建具周辺のシーリング打ち替え等を行う。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
談話コーナー 1F AD-2	アルミパネル排煙窓付 片引き扉 W1800×H3210	1箇所	引き戸部分の調整、シーリング打ち替え
講師控室 1F AW-8	嵌め殺し付片引き窓 W6847×H2225	1箇所	建具調整
舞台 1F SD-28	大型両開き気密扉 W3886×H3600	1箇所	丁番取替の上、調整
市民ロビー 1F AW-27、AW-28	外倒しアルミ排煙窓付トップ ライト AW-27:W12525×H1157×2 AW-27:W12525×H1157×1	AW-27:6 カ所、 AW-28:2 カ所	雨漏り対策として、板金修繕を行い、シーリング打替え
空調機械室3 3F SD-12a	両開き気密扉 W1700×H2000	1箇所	フランス落とし取替の上、FE塗装塗替え
音楽室 3F AW-16	外倒し窓 W8,792×H600	1箇所	漏水補修、内部漏水後を塗装
廊下3 3F	トップライト	1箇所	漏水補修、内部漏水後を塗装
陶芸室 3F AW-3	引違いアルミ框戸付 片引き窓W8238×H3245	1箇所	建具調整

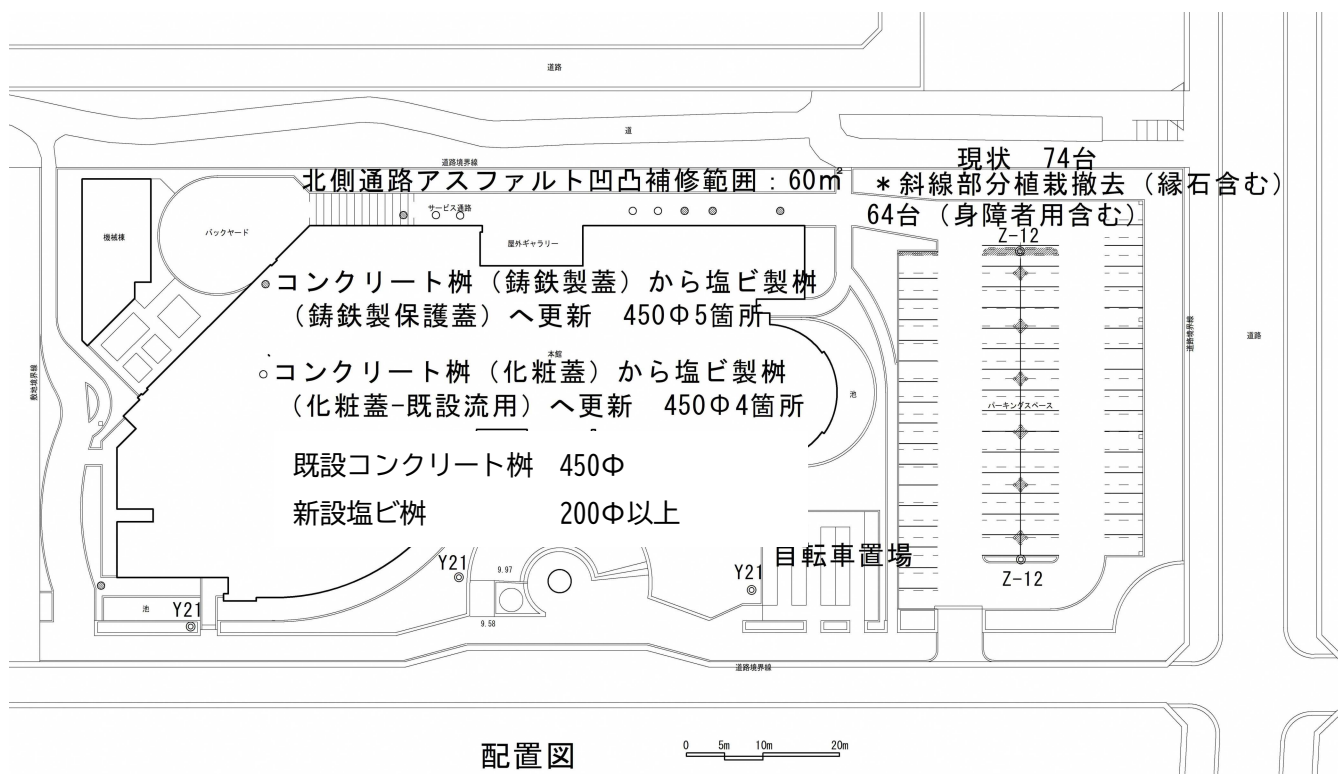
ウ 外壁タイル改修工事

シート建材工法により、全てのタイル面の改修を行う。

部位	既設仕様	概算数量	改修仕様
仮設		一式	枠組み足場 養生シート, 清掃、出入口安全対策 全面タイル打診調査
外壁タイル部分撤去	50角2丁磁器タイル	200㎡	全面タイル打診により数量 の確認
全面タイル部分		3,140㎡	高圧洗浄
撤去タイル部分		200㎡	モルタル下地調整
全面タイル部分		3,140㎡	下地処理、シート貼付 (アクリルシリコン樹脂、 超低汚染型フッ素樹脂クリ アール)
全面シーリング	ポリサルファイド系シーリング	7,450m	更新

エ 外構改修工事

部位	既設仕様	概算数量	改修仕様
第1駐車場	W2300×D5000 白線引き、74台	1,530㎡	W2700×D5000として、植栽 撤去し、再整備（下図参 照）
自転車置場	別紙参照		梁、柱、ブレース、折板屋 根の鉄部のフッ素樹脂塗装 への塗替え
北側汚水柵	下図参照	450Φ9箇 所	コンクリート柵から塩ビ柵 への更新
北側アスファルト 通路	下図参照	60㎡	凹凸整備と再舗装
外灯	下図参照 Y-21 110V BH100W H3800	3箇所	LEDに交換
	下図参照 Z-21 HID200W+100W	2箇所	



配置図

図：外構改修工事 案内図

(2) 内部劣化部改修工事

ア 内装改修工事

各室の床・巾木・壁等の更新及び補修・清掃等を行う。天井は設備工事に伴い支障となる部分を改修する。その他設備工事・舞台設備工事に伴い支障となる部分を改修とする。また表記なき部屋の内装は既設流用とする。

部位	既設仕様	概算数量	改修仕様
1F 事務室	床：長尺塩ビシート 巾木：ビニル巾木 壁：AEP塗 天井：化粧PB	床・天井：67㎡ 巾木：30m 壁：73㎡ 天井高：2.75m	既設同等以上で更新
1F 講師控室	床：カーペット 巾木：木巾木SOP 壁：ビニルクロス 天井：岩綿吸音板	床・天井：27㎡ 巾木：20m 壁：46㎡ 天井高：2.75m	既設同等以上で更新
1F さつきプラザ（大研修室兼展示室）	床：ビニルタイル 巾木：ビニル巾木 壁：ビニルクロス 天井：岩綿吸音板天井面にレール埋込	床・天井：265㎡ 巾木：17m 壁：72㎡ 天井高：3.17m 展示パネル： W1.2m×H3.4m ×36枚	既設同等以上で更新 （表記の仕上げ以外の部分は流用とする） レール調整の上、展示パネル更新

部位	既設仕様	概算数量	改修仕様
1F 印刷室	床：長尺ビニルシート 巾木：ビニル巾木 壁：VP 天井：化粧PB	床・天井：17㎡ 巾木：12m 壁：33㎡ 天井高：2.75m	既設同等以上で更新
1F ロビー	昇降装置		昇降装置ゴンドラのワイヤーのみ更新
1F リハーサル室	床：縁甲板 巾木：木巾木SOP 壁：有孔ケイカル板 天井：岩綿吸音板	床・天井：48㎡ 巾木：26m 壁：76㎡ 天井高：3.0m	既設同等以上で更新 靴脱ぎスペースとして、 長尺塩ビシート2㎡のスペースを設ける。
1F 楽屋1	床：長尺ビニルシート 巾木：ビニル巾木 壁：AEP 天井：化粧PB	床・天井：34㎡ 巾木：21m 壁：46㎡ 天井高：2.5m	既設同等以上で更新
1F 楽屋2	床：長尺ビニルシート、畳 巾木：ビニル巾木 壁：AEP 天井：化粧PB	床・天井：21㎡ 巾木：15m 壁：57㎡ 天井高：2.75m	既設同等以上で更新
1F けやきホール	床：長尺ビニルシート(客席部) コルクタイル(通路部)	客席改修による	既設同等以上で更新
2F プラネタリウム事務室	床：長尺ビニルシート 巾木：ビニル巾木 壁：VP 天井：化粧PB	床・天井：30㎡ 巾木：20m 壁：51㎡ 天井高：2.5m	既設同等以上で更新
2F 第1研修室	床：長尺ビニルシート 巾木：ビニル巾木 壁：AEP 天井：岩綿吸音板	床・天井：124㎡ 巾木：41m 壁：105㎡ 天井高：3.2m	既設同等以上で更新 窓台を補修
2F 第2研修室	床：長尺ビニルシート 巾木：ビニル巾木 壁：AEP 天井：化粧PB	床・天井：90㎡ 巾木：35m 壁：115㎡ 天井高：3.2m	既設同等以上で更新 窓台を補修
2F 第3研修室	床：長尺ビニルシート 巾木：ビニル巾木 壁：AEP 天井：化粧PB	床・天井：82㎡ 巾木：32m 壁：91㎡ 天井高：3.2m	既設同等以上で更新
3F 美術工芸室	床：長尺ビニルシート 巾木：ビニル巾木 壁：AEP 天井：化粧PB、AEP	床・天井：126㎡ 巾木：44m 壁：97㎡ 天井高：3.2m	既設同等以上で更新
3F 陶芸室	床・巾木：塗床 壁：VP 天井：化粧PB、AEP	床・天井：76㎡ 壁：94㎡ 天井高：3.2m	既設同等以上で更新

部位	既設仕様	概算数量	改修仕様
3F 音楽室	床：縁甲板 巾木：木巾木SOP 壁：有孔ケイカル板 天井：岩綿吸音板	床・天井：123㎡ 巾木：40m 壁：131㎡ 天井高：3.2m	雨漏り部分補修の上、既設同等以上で更新
3F 踏込、待合、庭1	壁：じゅらくサテン吹付	各3㎡程度	汚れ・クラック部分の補修、更新
3F 庭2	壁：檜皮葺	30㎡程度	既設同等以上で更新 又は景観に配慮すれば、他の仕上げでも可能
1F 楽屋2 3F 和室1、和室2、 茶室、茶席1、茶席2 前室3、水屋	床：畳敷き	79帖分	既設同等以上で更新
1F ライブラリー	壁：AEP		クラック部分を補修
1F 清掃員詰所	壁：AEP		クラック部分を補修
1F 物入1、倉庫2、 廊下4、綱元、ピアノ 庫、アラム弁室2、 舞台袖前室、発電機 室室、空調機械室1	床：防塵塗装		クラック部分を補修
1F 物入2、倉庫1、 舞台、大道具室、倉 庫9	壁：打放し		クラック部分を補修
1F ピアノ庫	壁：モルタル塗り		クラック部分を補修
1F 前室1	壁：複層模様吹付		クラック部分を補修
1F 機械室1、F階 段、発電機室、機械 室2、ポンプ室	床：防塵塗装 壁：打放し		クラック部分を補修
1F ロビー4	壁：複層模様吹付		クラック部分を補修
1F 倉庫8	床：防塵塗装 壁：AEP		クラック部分を補修
2F プロジェクショ ンギャラリー	床：防塵塗装		クラック部分を補修
2F 物入3	天井：化粧PB		雨漏り部分補修の上、部 分更新
2F 空調機械室2	壁：打放し 天井：打放し		クラック部分を補修
2F 倉庫3	壁：打放し		クラック部分を補修
2F 調光室	天井：岩綿吸音板		雨漏り部分補修の上、部 分更新
2F 廊下6	床：防塵塗装 壁：AEP 天 井：化粧PB		クラック部分を補修、雨 漏り部分補修の上、部分 更新
2F 廊下7	床：防塵塗装 壁：AEP		クラック部分、雨漏り部

部位	既設仕様	概算数量	改修仕様
			分を補修
2F 倉庫11	床：防塵塗装 壁：打放し		クラック部分を補修
3F 空調機械室4、作品保管庫、アラーム弁室1、電気室、倉庫13、空調機械室5	床：防塵塗装		クラック部分を補修
3F 倉庫6、倉庫12、廊下8	床：防塵塗装 壁：打放し		クラック部分を補修
3F 第4研修室、第5研修室、準備室	壁：AEP		クラック部分を補修
3F ロビー2、ロビー3、廊下2、廊下5	床：長尺塩ビシート 壁：複層模様吹付		クラック部分を補修
3F 廊下3	床：ビニルタイル 壁：複層模様吹付		雨漏り部分補修の上、既設同等以上で更新
3F 湯沸室4	壁：100角タイル		クラック部分を補修

イ トイレ改修工事

下記の仕様に基づき、全面改修を行う。男子便所：20 m²、女子便所：22 m²、身障者便所：20 m²、ロビー男子便所：27 m²、ロビー女子便所：36 m²、ロビー身障者便所：7 m²、天井高は全て2.5mとする。

改修仕上	既設仕上	既設付属品	改修仕上
男子・女子便所 (ロビー便所も同じ)	床：アスファルト防水(2-3階の) み)の上、100角タイル貼り 壁：100角内装タイル貼り 天井：ケイカル板6mmの上、 VP ブース：メラミン化粧合板 ブース巾木：SUS	1連紙巻器(SUS製)、ブ ース：メラミン化粧合板、ブ ース巾木：SUS、面台：テラゾ ーブロック、ブース内飾り棚、 和式便器前I型手摺、洋 式便器L型手摺	床：アスファルト防水の上、長尺塩ビシ ート貼り 巾木：ビニル巾木 壁：ケイカル板6mmの上、EP-G塗 天井：ケイカル板6mmの上、EP-G塗 ブース：高圧メラミン化粧合板 ブース巾木：SUS
男子・女子洗面 所(ロビ ー洗面 所も同 じ)	床：長尺塩ビシート貼り 壁：モルタル下地複層模様吹 付 天井：ケイカル板6mmの上、 VP	ボウル一体型人造大理石 カウンター洗面x4、水石鹸 入れ、鏡3175×1300	床：アスファルト防水の上、長尺塩ビシ ート貼り 巾木：ビニル巾木 壁：モルタル下地、EP-G塗 天井：ケイカル板6mmの上、EP-G塗
身障者 用便所 (ロビー 身障者)	床：アスファルト防水(2-3階の) み)の上、長尺塩ビシート貼り 壁：100角内装タイル貼り 天井：ケイカル板6mmの上、	1連紙巻器(SUS製)、飾り 棚、洗面器前U型手摺、 洋式便器L型手摺・U型 手摺、鏡600×450	床：アスファルト防水の上、長尺塩ビシ ート貼り 巾木：ビニル巾木 壁：ケイカル板6mmの上、EP-G塗

改修仕上	既設仕上	既設付属品	改修仕上
用便所も同じ)	VP		天井:ケイカル板 6mm の上、EP-G 塗

ウ けやきホール客席椅子工事

けやきホールの客席椅子については、下表の仕様で改修を行う。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
ホール客席椅子	<p>背：木枠組ウレタンチップ及びウレタンフォーム下部成形ウレタンフォーム張包み</p> <p>座：木枠組ウレタンチップ及びt40ウレタンフォーム張包み 固定式</p> <p>背裏化粧：t0.8鋼板プレス 合成樹脂焼付塗装</p> <p>背裏巾木：t2.0鋼板</p> <p>肘木：広葉樹材 着色ポリウレタン塗装</p> <p>脚：t4.5平鋼 合成樹脂焼付塗装</p> <p>巾木：t2.0鋼板</p> <p>前パネル：t1.6鋼板枠（エキスパンドメタル使用）</p> <p>※一席幅：500mm(基準)・510mm・530mm</p>	500脚以内 (450脚程度)	<p>上張り：平織布地（イスのサンケイホール鈴鹿と同じさつき柄とし、色・生地については別途、本市と協議すること。）</p> <p>背：背張り上り品 樹脂成形芯材成形ウレタンフォーム入り張り包み 背裏成形合板 ポリウレタン塗装</p> <p>座：鋼板プレス枠 波形スプリングモールドウレタン入り張り包み 自動緩起立機構付</p> <p>肘：肘当て 木製ポリウレタン塗装</p> <p>脚：角鋼管 合成樹脂焼付塗装 脚カバー 合成樹脂成形品 脚化粧（側用） 合板ポリウレタン塗装</p> <p>※木部表面はビーチ柾目とする</p> <p>※一席幅は基準の550mm程度とする 但し、既存椅子幅の拡幅により、減数となる事は可とし、拡幅幅含め本市所管部署に申し出、了承を得る事</p> <p>※座内部は波形スプリング機構を保有し、座り心地の改善と長寿命化の向上につなげる事とする</p> <p>※座は自動緩起立機構を保有し、バリアフリーに配慮すること。座の起立スピードを緩やかな一定に保ち、起立・着席時の安全性を確保する事</p> <p>※椅子の貼り地、色、柄等外観については、予め本市の所轄部署に申し出、了承を得る事</p>

エ 建具改修工事

下表の扉の修繕・補修・清掃・サインの更新等を行う。下表に記載なき扉は既設流用とする。

場所	建具記号	W×H	整備水準
けやきホール			
1F 前室	SD-30 ×2	両開き 2000×2020	建具調整、ストッパーの設置
	SD-31 ×2	両開き 2000×2020	建具調整、ストッパーの設置
1F 舞台	SD-3	両開き 1520×2000	建具調整、ストッパーの設置
	SD-4	両開き 1395×2000	建具調整、ストッパーの設置
	SD-36	両開き 1500×2000	建具調整、ストッパーの設置
1F ピアノ庫	SD-19	両開き 2400×2000	建具調整、ストッパーの設置
1F 機械室	SD-26	片開き 900×2000	建具調整、ストッパーの設置
1F 倉庫	SD-40 ×2	両開き 2400×2000	建具調整、ストッパーの設置
2F 前室	SD-30 ×2	両開き 2000×2020	建具調整、ストッパーの設置
	SD-30 ×2	両開き 2000×2020	建具調整、ストッパーの設置
ロビー			
1F 入口	AD-1 ×2	自動扉 1837×2134	建具調整
1F 入口上部	AW-1	排煙窓 14693×850	建具調整
その他			
2F 空調機械室	SD-12	両開き 1700×2000	建具調整、ストッパーの設置
3F 音楽室	SD-38	両開き 1720×2110	建具調整、ストッパーの設置

(3) 法令変更対応工事

ア けやきホール天井耐震改修工事

現状特定天井と認められるけやきホールの天井は下記の工法等により、天井耐震改修を計画すること。なお、音響特性が劣らず、照明などの舞台設備に干渉せず、見栄えが悪化しない工法であれば、他の提案も可とする。

部位	既設仕様	数量	改修参考仕様
けやきホール 客席天井	<ul style="list-style-type: none"> ・ JIS19 型軽量鉄骨下地 C100×50×20×t3.2 根太に、全ネジφ9 の吊りボルト（水平補強材入り）@900 からハンガーを介し、野縁受け(CC19)、クリップ(SC または WC)、野縁(CS-19 または CW-19) ・ 面材 FG ボード t8下地クロスの上、MP（野縁にビス留め、平均@100） 	790㎡	<p>特定天井の改修を行うこと。改修方法はネット工法以外とし、下記の方法等を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 天井内の吊り材等を全面撤去し、新たに既設構造体に天井取付用構造下地を増設し、そこへ直に天井を設置する。また、天井取付用構造下地を検討する際に既存構造体の影響も確認すること。面材はFGボード t8下地クロスの上、MP（野縁にビス留め、平均@100）と既存同様とし、形状も同様に復旧すること。 2. 上記1以外に事業者独自工法がある場合は、メリット・デメリットを含めて提案すること。

イ エレベーター法令変更対応工事

モーター式のまま、マシンを更新し各種法令変更に対応する。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
1 階～3階	<p>乗用 11 人乗 (750kg) 速度45m/分、3 ストップかご内法 W1400×D1350 出入口 W800×H2100 電動機 AC3kW-200V</p> <p>車椅子設備付、故障自動通報装置付、地震火災管制運転装置付、視覚障がい対策付、音声合成アナウンス付</p>	1台	<p>基本仕様は既存同等とし、かご室、乗場扉、三方枠、レール等を流用し、巻上機、制御盤、操作盤、表示器具、着床装置等の制御機器の更新を行う。戸開走行保護装置、停電時最寄階自動着床装置、地震時管制運転装置、耐震対策（2014 年版 A クラス）を施す。 乗場遮煙機能を施す。</p>

ウ アスベスト除去工事

下記の場所のアスベスト含有ボード類（レベル 3）を除去し、適切に処分し、更新する。

場所	既設仕様	数量	改修仕様
1F 厨房	天井：ケイカル板VP	12㎡	1. 確認調査

場所	既設仕様	数量	改修仕様
1F ホール前室 (2か所)	壁：有孔ケイカル板GW充填	計9㎡	2. 適正な手順の上、除去作業 3. 廃材の処分と伴う申請書類の作成 4. 当該箇所の仕上げの更新
1F リハーサル室	壁：有孔ケイカル板GW充填	76㎡	
1F 楽屋便所（男女）	天井：ケイカル板VP	計15㎡	
2F ギャラリー	壁：FRGボード	100㎡	
2F プロジェクションギャラリー	壁：ケイカル板AEP	145㎡	
2F 録音室	壁：有孔ケイカル板	45㎡	
2F 会議室	壁：ケイカル板クロス貼り	110㎡	
2F 投影室	壁：有孔ケイカル板GW充填	52㎡	
2F 音響室	壁：有孔ケイカル板GW充填	48㎡	
2F 調光室	壁：有孔ケイカル板GW充填	48㎡	
2F 母子室	壁：有孔ケイカル板GW充填	37㎡	
3F 音楽室	壁：有孔ケイカル板GW充填	131㎡	
3F 天井投光室	壁：有孔ケイカル板GW充填	51㎡	
他の便所全て	天井：ケイカル板VP	250㎡	
外部 音楽室バルコニー	天井：ケイカル板リシン吹付	19㎡	
外部 陶芸、美術工芸室バルコニー	天井：ケイカル板リシン吹付	42㎡	
外部 ホール楽屋裏口	天井：ケイカル板リシン吹付	8㎡	

(4) 要望事項対応工事

下記の各室、外構において、要求水準を満たすような提案を求める。

ア 喫茶の改修

部位	既設仕様	数量	要求水準
1F 喫茶	床：ビニルタイル 巾木：木巾木 CL 壁：複層模様吹付 天井：岩綿吸音板	床・天井：12㎡ 巾木：26m 壁：30㎡ 天井高：2.5m	市民ロビーに面する喫茶スペースとしてのふさわしい仕上げの改修を行う。厨房は既存流用とする。

イ 会議室の事務所への改修

部位	既設仕様	数量	要求水準
2F 会議室	床：カーペット貼 巾木：檜木H75 CL 壁：モルタル下地ケイカル下	床・天井：102㎡ 巾木：41m 壁：110㎡	4, 5人が使用する事務所としての機能を満足する仕上げ・建具の改修を行う。内部が見通せ、

部位	既設仕様	数量	要求水準
	<p>地の上、クロス貼り</p> <p>天井：FGボードt6の上、パーライト吹付 光天井</p> <p>両開き扉WD-1：W1.7m×H2.46m</p> <p>天然木化粧合板CL木製窓台、スクリーンボックス、家具</p>	天井高：3.2m	利用者に開かれた扉に改修すること。

ウ プラネタリウムの映像ドームへの改修

部位	既設仕様	数量	要求水準
2F プラネタリウム	<p>床：カーペット貼</p> <p>巾木：樫木H75 CL</p> <p>壁：モルタル下地、50角二丁掛タイル+炆器質タイル+複層模様吹付</p> <p>天井：アルミスクリーン、FGボードt6の上、パーライト吹付（前室）</p> <p>投影用台、</p>	<p>床：170㎡ （前室6㎡）</p> <p>壁：75㎡</p> <p>天井高：10.0m</p> <p>前室：2.25m</p>	<p>多目的な映像ドームとして満足する改修を行う。現プラネタリウム機器および座席を撤去し、床を改修する。プロジェクターを2機以上設置し、全周投影を可能とする。</p> <p>音響性能は、現況と同等以上とする。</p> <p>照明は、各種講演会も実施できるように、脇からドーム上方へ向けて照らし、反射で室内が明るくなるようにすること。</p> <p>プラネタリウムにおいては、排煙免除を受けており、新しい提案においては、関係各所との事前協議の上、提案を行うこと。</p>
2F プロジェクションギャラリー	<p>床：モルタル塗りの上、防塵塗装</p> <p>巾木：ビニル巾木H75</p> <p>壁：ケイカル下地の上、AEP塗</p> <p>天井：コンクリート打放しタラップ、床下点検口</p>	<p>床：75㎡</p> <p>壁：180㎡</p> <p>天井高：2.1m 一部3.0m</p>	<p>多目的な映像ドームとして満足する改修を行う。現プラネタリウム機器および座席を撤去し、床を改修する。プロジェクターを2機以上設置し、全周投影を可能とする。</p> <p>音響性能は、現況と同等以上とする。</p> <p>照明は、各種講演会も実施できるように、脇からドーム上方へ向けて照らし、反射で室内が明るくなるようにすること。</p> <p>プラネタリウムにおいては、排煙免除を受けており、新しい提案においては、関係各所との事前協議の上、提案を行うこと。</p>
2F ギャラリー	<p>床：ビニル系長尺床材貼</p> <p>巾木：集成材H75 CL</p> <p>壁：モルタルGLボード下地の上、クロス貼り</p> <p>天井：FGボードt6の上、パーライト吹付、PBt12の上、クロス貼り 折上天井</p> <p>両開き扉WD-1：W1.7m×H2.46m</p> <p>天然木化粧合板CL</p> <p>木製窓台、スクリーンボックス、家具</p>	<p>床：103㎡</p> <p>壁：85㎡</p> <p>天井高：2.6～3.5 m</p>	市民ギャラリーとしての機能を満足する改修を行う。

エ 喫煙室の改修

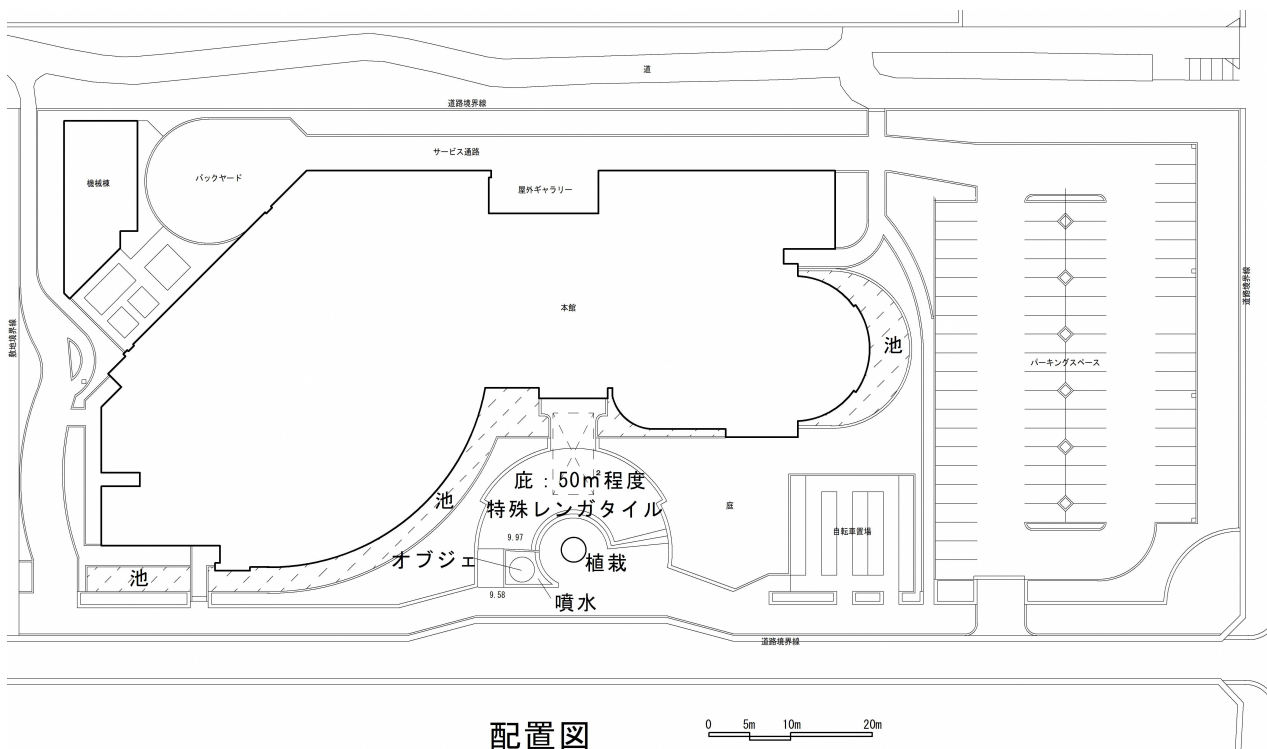
部位	既設仕様	数量	要求水準
1F 喫煙室	床：レンガタイル 巾木：木巾木 CL パーティション3.6m×3m	11㎡	パーティションをそのまま残し、多用途へ使用する。（参考：授乳室など）

オ 調理室の改修

部位	既設仕様	数量	要求水準
1F 調理室	床：長尺ビニルシート 巾木：ビニル 壁：複層模様吹付 天井：化粧PB 調理台：講師用2.4m×0.9m 1台、生徒用2.1m×0.9m 9台 フード：SUS製 講師用1m×1m 1台、生徒用0.6m×1m9台 平面白板：3.6m×1.2m1箇所 両脇掲示板：2.15m×1.2m1箇所、2.15m×1.2m1箇所 背面掲示板：5.55m×1.6m 1箇所 食器棚：W1.8m+5.45m H3.2m、下部D-0.5m 上部D-0.3mメラミン化粧板 ガラス引戸	床：121㎡ 巾木：32m 壁：111㎡ 天井高：3.2m	機能を建築当初の水準を超えた改修とする。食器棚はH1.8mとして、耐震仕様の家具とする。

カ エントランス周りの改修

部位	既設仕様	数量	要求水準
外構 エントランス周り	舗装：特殊レンガタイル 噴水：RC下地の上、花崗岩 オブジェ：SUS製 池：深さ0.5m程度	車寄せ庇：50㎡ 程度 池：338㎡（下図範囲）	<ul style="list-style-type: none"> ・エントランスに車寄せを設け、50㎡程度の庇を設ける。 ・外観の提案と合わせ、文化会館にふさわしいエントランスとして格調あるデザインとする。 ・噴水は撤去、オブジェはふさわしい位置に移設とする。南側道路からの出入口の切下げは可能とする。 ・エントランス両脇の池は水を張らず、メンテナンスがかからないようにデザインの提案を行うこと。



配置図
 図：外構エントランス周り 案内図

4 電気設備に関する整備水準

(1) 非常用電気設備

蓄電池設備、自家用発電機、拡声設備、インターフォン設備、避雷針設備、防災設備の更新を行う。なお、容量等は改修内容に応じたものを選定すること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
蓄電池：直流電源装置	非常照明用、サイリスタ電流、シール型ペースト式鉛蓄電池 120AH/10HR	1台	既設同等以上で更新 蓄電池は既設流用（令和2年に更新済み）
自家用発電機	ディーゼル機関365PS 1800RPM 300KVA	1台	分解整備
拡声設備：防災アンプ	防災盤組込 240W	1台	既設同等以上で更新
	移動式 120W	1台	
拡声設備：スピーカー	天井埋込スピーカー220φ：3W	49台	既設同等以上で更新
	天井埋込スピーカー220□：3W	8台	
	壁掛スピーカー490×214：3W ×2	4台	

部位	既設仕様	数量	改修仕様
	壁掛スピーカー450×300：3W	12台	
	天井埋込スピーカー400□：3W ×2	12台	
	壁埋込スピーカー600×230： 3W×2	6台	
	壁突出スピーカー236×208： 7W	4台	
	壁掛スピーカー：120W	2台	
インターフォン設備 (トイレ非常用)	アウトレットボックス4局用	6台	既設同等以上で更新
	インターフォン：6局用テレホン型	4台	
避雷針設備	棟上導線 2.0/13本	197m	既設同等以上で更新
	突針、支持管	2本	
防災設備	防災盤：自立型4面体 (火報40L, ガス10L, 防火戸 30L, スプリンクラー10L)	1台	既設同等以上で更新 新システムでは受信機性能の 向上を図り、画面を見やすく すると共にタッチパネル式の 画面により操作性を向上させ、 動作履歴が残るものとする。
	発信機：P型1級 埋込型	14台	
	煙感知器 (光電管)	239台	
	熱感知器 (スポット型)	19台	

(2) 変電室内機器

キュービクル (3 台)、変圧器 (4 台)、進相コンデンサー (3 台)、直列リアクトル (3 台) の更新を行う。なお、容量等は改修内容に応じたものを選定すること。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
キュービクル	屋外型 VCB 7.2KV 400A 6面体	1式	既設同等以上で更新
	屋外型 変圧器盤 4面体	1式	
	屋内型 舞台調光用 3面体	1式	
変圧器	1φ 150KVA 油入自冷式	1台	既設同等以上で更新 ※低濃度PCBあり、撤去後、文化会館敷地内指定箇所に移動後、鈴鹿市にて処分
	3φ 250KVA 油入自冷式	1台	
	3φ 50KVA スコット結線 油入自冷式	1台	
	3φ 4W 250KVA 油入自冷式	1台	
進相コンデンサー	SC3φ7.2kv 30KVA	3台	既設同等以上で更新

部位	既設仕様	数量	改修仕様
直列リアクトル	SC3 φ7.2kv 18KVA	3台	既設同等以上で更新

(3) 構内交換設備

電話交換機、端子盤の更新を行う。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
電話交換機	蓄積プログラム方式、局線容量10以上、内線容量64以上、MDF内蔵電源装置組込	1式	市が令和3年度で更新予定
内線電話機	1F:14台、2F:9台、3F:8台、機械棟:1台		既設同等以上で更新
端子盤	1T-1(50P+10P)	1台	既設同等以上で更新
	1T-2(30P)	1台	
	2T-1(50P+10P)	1台	
	3T-1(50P+10P)	1台	

(4) 館内共聴・ITV 設備

テレビ監視盤、テレビカメラ、モニタ装置、テレビアンテナ等の更新を行い、他の改修内容に合わせた館内共聴・ITV 設備の改修を行うこと。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
テレビ監視盤	映像監視盤 (テレビ共)	1面	既設同等以上で更新。
テレビカメラ		7台	既設同等以上で更新。
モニターテレビ	カラー20インチ	4台	既設同等以上で更新。
テレビアンテナ	VHF 12E	1組	撤去する。
	UHF 20E	1組	
FM アンテナ	5E	1組	
AM ホイップアンテナ	3T-1(50P+10P)	1組	
増幅器		1組	既設同等以上で更新。

(5) 表示設備

緊急時の聴覚不自由者のために、けやきホールの舞台の両袖に LED 表示装置を新設する。

(6) 時計設備

部位	既設仕様	数量	改修仕様
親時計（防災盤組込）	水晶発振式、子時計出力：DC24V・4回路 予備電池：ニッケルカドミウム蓄電池、 時報デジタル表示、出力回路：独立・6回路、設定：マークシート式・1分単位、入力電源：AC100V・50/60Hz、ラジオコントロール：NHK第一放送・自動修正	1式	撤去する。 ※ただし、見えない箇所の配線などは撤去しなくてよい。

(7) 電灯コンセント設備

不良箇所随時更新済みのため、既設流用とする。

(8) 照明器具設備

全ての照明器具をLED照明器具に更新する。避難口誘導灯・廊下通路誘導灯に関してもLED照明器具に更新すること。

加えて、けやきホールの避難誘導灯は消防法に適合した非常時点灯するシステムを設置し、上演時間は消灯出来るようにすること。

5 空調設備に関する整備水準

空調設備の更新においては、騒音や遮音性能改善のため、建築音響専門技術者の助言を踏まえ、十分に留意すること。

(1) 冷温水発生機更新

吸収式冷温水発生機1台の更新を行う。

機器番号	場所	既設仕様	数量	改修仕様
RB1	機械棟 ポンプ室	二重効用吸収式重油焚冷温水機300USRT 冷温 水量 3,020 L/min 加熱能力 790,000kcal/h 温水量 3,020 L/min 冷却水量 5,000 L/min 油消費量 98.5 L/h 吸収液ポンプインバータ制御	1基	既設同等以上で更新

(2) 冷却塔更新

冷却塔1台の更新を行う。

機器番号	場所	既設仕様	数量	改修仕様
CT01	屋外	300RT 5,100 L//min 入口温度 37.5℃ 出口 温度 32℃ 外気湿球温度 27℃ 二重効用吸収式用 低騒音型	1台	既設同等以上で更新 塔上手摺 上部水槽蓋 ガード付タラップ 防振装置

(3) 空調用ポンプ更新

冷却水ポンプ、冷温水ポンプ、送油ポンプ計4台の更新を行う。

機器番号	場所	既設仕様	数量	改修仕様
PW01	機械棟	冷却水ポンプ 150φ×125φ5, 100 L//min 片吸込渦巻	1台	既設同等以上で更新 防振架台 グランドパッキンタイプ
PCH01	機械棟	冷温水一次ポンプ125φ×100φ 3,020 L//min 片吸込渦巻	1台	既設同等以上で更新 防振架台 メカニカルシールタイプ
PCH02	機械棟	冷温水二次ポンプ125φ×100φ 3,450 L//min 片吸込渦巻	1台	既設同等以上で更新 防振架台 メカニカルシールタイプ
P001	機械棟	送油ポンプ 20φ 24 L//min オイルギアポンプ	1台	既設同等以上で更新 防振架台

(4) ヘッダー等の更新

冷温水ヘッダー2基、膨張水槽1基、オイルタンク1基、オイルサービスタ
ンク1基の更新を行う。

機器番号	場所	既設仕様	数量	改修仕様
HW01	機械棟	冷水ヘッダー(往) 300φ 2,000 L//min 白ガス管	1基	既設同等以上で更新
HW02	機械棟	冷水ヘッダー(復) 300φ 2,000 L//min 白ガス管	1基	既設同等以上で更新
ET01	RF	膨張水槽 有効容量 0.8 m ³ 1,000×1,000× 1,000 ステンレス製	1基	既設同等以上で更新
OT01	屋外	オイルタンク (地下) 有効容量 0.6m ³ 1,400φ×4,000 鋼板製	1基	既設同等以上で更新
OST 01	機械棟	オイルタンク 有効容量 0.2m ³ 500×600×800 鋼板製	1基	既設同等以上で更新

(5) 空調機更新

エアハンドリングユニット8台の更新を行う。

機器番号	場所	既設仕様	数量	改修仕様
AHU01	1F 機械室	ホール客室系統 水平型 24,500CMH 冷房能力 190,000kcal//h 暖房能力 137,000kcal//h 53mmAq	1台	既設同等以上で更新 ダクトを含めた客席への騒音・振動 を遮断のこと
AHU02	1F 機械室	ホールロビー系統 水平型 5,200CMH 冷房能力 28,000kcal//h 暖房能力 26,000kcal/h 47mmAq	1台	既設同等以上で更新

機器番号	場所	既設仕様	数量	改修仕様
AHU03	2F 機械室	舞台系統 垂直型 15,000CMH 冷房能力 63,000kcal/h 暖房能力125,000kcal/h 45mmAq	1台	1既設同等以上で更新 ダクトを含めた客席への騒音・振動を遮断のこと
AHU04	2F 機械室	大研修室系統 水平型 11,400CMH 冷房能力 109,000kcal/h 暖房能力70,000kcal/h 48mmAq	1台	既設同等以上で更新
AHU05	2F 機械室	多目的ドーム系統 垂直型 9,550CMH 冷房能力 78,000kcal/h 暖房能力 72,000kcal/h 38mmAq	1台	既設同等以上で更新
AHU06	3F 機械室	外調機 垂直型 12,500CMH 冷房能力 166,000kcal/h 暖房能力128,000kcal/h 45mmAq	1台	既設同等以上で更新
AHU07	3F 機械室	会議室系統 垂直型 3,550CMH冷房能力 24,000kcal/h 暖房能力 20,000kcal/h 30mmAq	1台	既設同等以上で更新
AHU08	3F 機械室	ギャラリー系統 垂直型 2,800CMH冷房能力 16,000kcal/h 暖房 能力 14,000kcal/h 23mmAq	1台	既設同等以上で更新

(6) ファンコイルユニット更新

ファンコイルユニット計 71 台の更新を行う。

機器番号	場所	既設仕様	数量	改修仕様
FCU01	1F ライブラリー	天井埋込カセット型（直吹2方向）200# 冷房能力 1,200-1,350kcaL//h 暖房能力 2,400-2,600kcaL//h 冷温水量 3-4L/min	1台	既設同等以上で更新 ダクトを含めた客席への騒音・振動を遮断のこと
FCU04	1F 3F	天井埋込カセット型（直吹2方向）600# 冷房能力 3,600-4,300kcaL//h 暖房能力6,800-7,300kcaL//h 冷温水量 12-16L/min	28台	既設同等以上で更新
FCU05	1F 2F 3F	天井埋込カセット型（直吹2方向）800# 冷房能力 5,200-6,200kcaL//h 暖房能力9,000-10,000kcaL//h 冷温水量 16-24L/min	32台	既設同等以上で更新
FCU06	3F 茶室	天井埋込型（ダクト形）200# 冷房能力 1,800kcaL//h 暖房能力3,000kcaL//h 冷温水量 8L/min	1台	既設同等以上で更新
FCU07	1F 談話コーナー 3F 和室	天井埋込型（ダクト形）400# 冷房能力 2,800kcaL//h 暖房能力5,000kcaL//h 冷温水量 10L/min	7台	既設同等以上で更新

機器番号	場所	既設仕様	数量	改修仕様
FCU08	3F 茶室	薄型天井埋込型200井 冷房能力 4,300kcal//h 暖房能力7,000kcal//h 冷温水量16L/min	2台	既設同等以上で更新

(7) 全熱交換器更新

自動巻取り型全熱交換器 19 台の更新を行う。

機器番号	場所	既設仕様	数量	改修仕様
HEX01	1F	処理風量 150CMH 夏57% 冬66%	2台	既設同等以上で更新
HEX02	1F	処理風量 250CMH 夏56% 冬62%	3台	既設同等以上で更新
HEX03	3F	処理風量520CMH 夏55% 冬62%	2台	既設同等以上で更新
HEX04	2F	処理風量1,000CMH 夏55% 冬61%	8台	既設同等以上で更新
HEX04	2F 3F	処理風量1,200CMH 夏55% 冬61%	4台	既設同等以上で更新

(8) 空調ファン更新

シロッコファン 4 台、ラインファン 14 台の更新を行う。

機器番号	場所	既設仕様	数量	改修仕様
FR01	1F 機械室	ホール客席系統 床置き 11,500CMH 静圧 43 mmAq	1台	既設同等以上で更新
FR02	2F 機械室	舞台系統 床置き 13,750CMH 静圧 55 mmAq	1台	既設同等以上で更新
FR03	2F 機械室	大研修室系統天吊消音ボックス付ラインファン 11,400CMH 静圧 33 mmAq	1台	既設同等以上で更新
FR04	2F 機械室	プラネタリウム系統 床置き 9,550CMH 静圧 33 mmAq	1台	既設同等以上で更新
FE01	ホール天井内	ホール天井換気用 天吊消音ボックス付ラインファン 500Φ5,250CMH 静圧 24 mmAq	1台	既設同等以上で更新
FE02	ホール天井内	ホール投光音響系統 天吊消音ボックス付ラインファン 500Φ5,335CMH 静圧 26 mmAq	1台	既設同等以上で更新
FE03	ホール天井内	シーリングスポット系統 天吊消音ボックス付ラインファン 200Φ1,000CMH 静圧 17 mmAq	1台	既設同等以上で更新
FE04	ホール天井内	1Fホール客席便所系統 天吊消音ボックス	1台	既設同等以上で更新

機器番号	場所	既設仕様	数量	改修仕様
	井内	付ラインファン 300Φ1,050CMH 静圧 19 mmAq		
FE05	1F客席女子便所	楽屋便所系統 天吊消音ボックス付ラインファン 200Φ525CMH 静圧 12mmAq	1台	既設同等以上で更新
FE06	1F機械室	大道具庫系統 天吊消音ボックス付ラインファン 300Φ1,250CMH 静圧 13 mmAq	1台	既設同等以上で更新
FE07	3F倉庫	各諸室系統 天吊消音ボックス付ラインファン 200Φ1,050CMH 静圧 8 mmAq	1台	既設同等以上で更新
FE08	3F機械室	ギャラリー系統 天吊消音ボックス付ラインファン 300Φ500CMH 静圧 7 mmAq	1台	既設同等以上で更新
FE09	3F倉庫	一般便所系統 天吊消音ボックス付ラインファン 400Φ3,800CMH 静圧 27 mmAq	1台	既設同等以上で更新
FE10	3F倉庫	一般湯沸室系統 天吊消音ボックス付ラインファン 300Φ900CMH 静圧 16 mmAq	1台	既設同等以上で更新
FE11	3F倉庫	調理室系統 天吊消音ボックス付ラインファン 400Φ3,000CMH 静圧 25 mmAq	1台	既設同等以上で更新
FE12	1F機械室	1F厨房用 天吊消音ボックス付ラインファン 200Φ600CMH 静圧 22 mmAq	1台	既設同等以上で更新
FE13	1F講師控室	1F印刷室系統 天吊消音ボックス付ラインファン 200Φ450CMH 静圧 11 mmAq	1台	既設同等以上で更新
FE14	ホール天井内	ホール倉庫電気室系統 天吊消音ボックス付ラインファン 300Φ2,500CMH 静圧 28mmAq	1台	既設同等以上で更新

(9) 換気ファン更新

天井扇、換気扇、デリベントファン 20 台の更新を行う。

機器番号	場所	既設仕様	数量	改修仕様
V01	1F 2F	低騒音型 150Φ100CMH	4台	既設同等以上で更新
V02	1F	低騒音型 150Φ180CMH	3台	既設同等以上で更新
V03	RF EV機械室	有圧換気扇 (低騒音型) 300Φ900CMH 静圧 2mmAq	1台	既設同等以上で更新
V04	1F	低騒音型 150Φ300CMH	4台	既設同等以上で更新
V05	機械棟	有圧換気扇 (低騒音型)	1台	既設同等以上で更新

機器番号	場所	既設仕様	数量	改修仕様
		400Φ1,800CMH 静圧 2mmAq		
V06	ポンプ室	有圧換気扇（低騒音型） 400Φ1,800CMH 静圧 2mmAq	1台	既設同等以上で更新
V08	発電機室	有圧換気扇（低騒音型） 600Φ70CMH 静圧 4mmAq	4台	既設同等以上で更新
DF01	2F空調機械室	デリバントファン天吊型 消音ボックス付 73CMH 140mmAq	1台	既設同等以上で更新
DF02	3F空調機械室	デリバントファン天吊型 消音ボックス付 30CMH 140mmAq	1台	既設同等以上で更新

(10) 排煙ファン更新

排煙ファン5台の更新を行う。

機器番号	場所	既設仕様	数量	改修仕様
FM01	ホール天井内	ホール客用 天吊軸流排煙ファン 800Φ30,000CMH 静圧 60mmAq	1台	既設同等以上で更新
FM02	ブドウ棚上部	舞台用 天吊軸流排煙ファン 800Φ30,000CMH 静圧 36mmAq	1台	既設同等以上で更新
FM03	3F倉庫	1Fロビー用 天吊軸流排煙ファン 500Φ7,200CMH 静圧 69mmAq	1台	既設同等以上で更新
FM04	2Fギャラリー	2Fギャラリー用 天吊軸流排煙ファン 500Φ7,200CMH 静圧 30mmAq	1台	既設同等以上で更新
FM05	ホール天井内	2・3Fホール廊下系統 天吊軸流排煙ファン 600Φ10,000CMH 静圧 60mmAq	1台	既設同等以上で更新

(11) 除湿機更新

除湿機1台の更新を行う。

機器番号	場所	既設仕様	数量	改修仕様
CD01	1Fピアノ庫	除湿機 床置型（キャスター付） 除湿能力30L/日（27℃ 60%） 風量8.3m ³ /mm	1台	既設同等以上で更新

(12) 空冷ヒートポンプパッケージ更新

空冷ヒートポンプパッケージ及びルームエアコン6台の更新を行う。冷媒管は既設流用とする。

機器番号	場所	既設仕様	数量	改修仕様
PAC01	1F事務室	空冷ヒートポンプ式天井埋込カセット型 冷房能力 9,023kcal/h 暖房能力 9,359kcal/h	1台	既設同等以上で更新
PAC02	1F講師控室	空冷ヒートポンプ式天井埋込カセット型 冷房能力 4,365kcal/h 暖房能力	1台	既設同等以上で更新

機器番号	場所	既設仕様	数量	改修仕様
		5,282kcal/h		
PAC03	1F 印刷室	空冷ヒートポンプ式天井埋込カセット型 冷房能力1,080kcal/h 暖房能力 1,983kcal/h	1台	既設同等以上で更新
PAC04	1F 清掃員詰所	空冷ヒートポンプ式天井埋込カセット型 冷房能力2,173kcal/h 暖房能力 3,514kcal/h	1台	既設同等以上で更新
PAC05	2F 制作室	空冷ヒートポンプ式天井埋込カセット型 冷房能力2,800kcal/h 暖房能力 3,900kcal/h	1台	既設同等以上で更新
PAC06	2F 録音室	空冷ヒートポンプ式天井埋込カセット型 冷房能力2,500kcal/h 暖房能力 3,500kcal/h	1台	既設同等以上で更新

6 給排水衛生設備に関する整備水準

(1) 受水槽更新

受水槽の更新を行う。

機器番号	場所	既設仕様	数量	改修仕様
T01	屋外	FRP 製サンドイッチ構造パネルタンク、2槽式 呼称容量 45 m ³ 、有効容量 36.6m ³ 、 外形 7.5m (3.5m+4m) × 2.5m × 3m、 耐震 2/3G 平架台：溶融亜鉛メッキ	1台	下記以外は既設同等以上で更新 耐震 1.0G 公共建築工事標準仕様（単板）、SUS ボルト仕様、ケミカルアンカーSUSM16

(2) ガス瞬間給湯器更新

局所方式によるガス給湯器 8 台の更新を行う。

機器番号	場所	既設仕様	数量	改修仕様
GW01	屋外	シャワー室用 屋外設置据置型 給湯能力16号、LPG消費量2.55kg/h リモコンスイッチ、 リモコンコード (6芯×25m)	1台	既設同等以上で更新
GW02	調理室	調理室用 屋内設置壁掛型 給湯能力16号、LPG消費量2.55kg/h	2台	既設同等以上で更新
GW03	湯沸室	調理室用 屋内設置壁掛型 給湯能力5号、LPG消費量0.8 kg/h	5台	既設同等以上で更新

(3) 給水ポンプ更新

加圧給水ポンプ 1 台の更新を行う。

機器番号	場所	既設仕様	数量	改修仕様
------	----	------	----	------

機器番号	場所	既設仕様	数量	改修仕様
PP01	機械棟 ポンプ 室	定圧給水ユニット、ダイアグラムタンク付き 口径 80φ、50φ、水量 600L/min、 揚程 34m 自動交互運転、非常時同時運転 スプリング式防振装置	1台	既設同等以上で更新

(4) 衛生器具設備改修

下記の便所を全面改修とする。なお、指定メーカーとして、TOTO 株式会社、株式会社 LIXIL を指定する。

設備項目	1階						2階			3階		
	男子 便所	女子 便所	身障 便所	ロビー			男子 便所	女子 便所	身障 便所	男子 便所	女子 便所	身障 便所
				男子 便所	女子 便所	身障 便所						
洋風大便器 (フラッシュバルブ式床排水) 洗浄便座、擬音装置、リモ コン洗浄、棚付き2連紙巻 器(SUS製)	2	3		3	8		3	4		3	4	
洋風大便器 (フラッシュバルブ式床排水) 洗浄便座、擬音装置、リモ コン洗浄、便蓋なし、金属 ベースプレート、棚付き2連 紙巻器(SUS製)			1						1			1
和風大便器 (和風洗出し床上給水大便 器掃除口付) 擬音装置、棚付き2連紙巻 器(SUS製)	1	1										
自動洗浄小便器 (センサー一体形ストール 小便器床置)	5			5			5			5		
手すり(L型) 固定金具共	2	3	1		8	1	3	4	1	3	4	1
手すり(U型) 洗面器前及び便器横、固 定金具共	1	1										

第2 施設の機能及び性能に係る要求水準

設備項目	1階						2階			3階		
	男子 便所	女子 便所	身障 便所	ロビー			男子 便所	女子 便所	身障 便所	男子 便所	女子 便所	身障 便所
				男子 便所	女子 便所	身障 便所						
手すり(小便器用) 固定金具共	1			1			1			1		
手すり(はね上げ式 ロック 付き) 固定金具共			1			1			1			1
フック付ストッパー 固定金具共	3	4		3	8		3	4		3	4	
ボウル一体型人造大理石 カウンター洗面x4 (W=3,150)自動水栓, 水石 鹸入れ, 床給排水金具, プ ラケット等共						1						
ボウル一体型人造大理石 カウンター洗面x4 (W=2,800)自動水栓, 水石 鹸入れ, 床給排水金具, プ ラケット等共		1						1			1	
ボウル一体型人造大理石 カウンター洗面x4 (W=2,650)自動水栓, 水石 鹸入れ, 床給排水金具, プ ラケット等共	1						1			1		
ボウル一体型人造大理石 カウンター洗面x3 (W=3,000)自動水栓, 水石 鹸入れ, 床給排水金具, プ ラケット等共				1								
カウンター一体型洗面器 自動水栓, 水石鹸入れ, 床 排水金具, プラケット等共			1			1			1			1
スリムミラー 防錆 W=300 H=830 t10			1			1			1			1
掃除流し 横水栓, 床排水金具, バック ハンガー等共		1				1			1		1	

(5) 消火設備更新

消火栓ポンプ 1 台、スプリンクラー補助加圧ポンプ 1 台、スプリンクラー補助加圧ポンプ 1 台、閉鎖型スプリンクラーポンプ 1 台、開放型スプリンクラーポンプ 1 台、消火用湿式水槽 1 台、開放型アラーム弁 5 台、閉鎖型アラーム弁 3 台、の更新を行う。

機器番号	場所	既設仕様	数量	改修仕様
PF01	機械棟 ポンプ室	消火栓ポンプ 消火ポンプユニット、呼水槽、制御盤 消防認定品(ユニットⅡ型) 口径 100φ、水量 750L/min、揚程 53m	1台	既設同等以上で更新
PF02	機械棟 ポンプ室	スプリンクラー補助加圧ポンプ 多段タービンポンプ、制御盤 消防認定品 口径 40φ、水量 80L/min、揚程 70m	1台	既設同等以上で更新
PF03	機械棟 ポンプ室	閉鎖型スプリンクラーポンプ 消火ポンプユニット、呼水槽、制御盤 消防認定品(ユニットⅡ型) 口径 150φ、水量 1,600L/min、揚程 64m	1台	既設同等以上で更新
PF04	機械棟 ポンプ室	開放型スプリンクラーポンプ 多段タービンポンプ、制御盤 消防認定品 口径 150φ、水量 2,700L/min、揚程 75m	1台	既設同等以上で更新
T02	屋上	消火用湿式水槽 ステンレス製パネル型 呼称容量 0.5m ³ 、有効容量 0.3m ³ 、 外形 1.0m×0.5m×1.0m 耐震 1.0G 平架台：溶融亜鉛メッキ	1台	既設同等以上で更新
		開放型アラーム弁	5台	既設同等以上で更新
		閉鎖型アラーム弁	3台	既設同等以上で更新

7 舞台設備に関する整備水準

(1) 基本方針

(ア) 以下の内容を満たした設備とする。

仕様	催事内容	舞台設備に求められる事
プロセニウム仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・式典、講演会、大会 ・地元文化団体等の利用 ・ポップスコンサート、演劇、落語・漫才興行など 	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な音量、光量の確保、吊物美術への対応、簡易な操作性を有する。 ・外部から持ち込まれる舞台設備機器に対応できる設備とする。

音響反射板仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・クラシックコンサート ・地元文化団体等の利用 ・地元学校、音楽教室の音楽発表会など 	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な光量の確保、簡易な操作性を有する。 ・照明器具は静音性に配慮する。
---------	--	--

- (イ) 施設の雰囲気を損なわないよう意匠・納まり等に配慮した計画とする。
- (ウ) 効率的かつ環境に配慮したシステムの導入を計画する。
- (エ) 技術革新による付加機能については、積極的に導入するよう計画する。
- (オ) 改修後の保全について、安全、容易、経済的に実施できる計画とする。
- (カ) 既設を継続使用する場合は必要に応じて部品交換を行い、延命措置を行うこととする。

(2) 舞台機構設備

ア 吊物装置の部品交換

- (ア) 耐用年数の過ぎた巻上機、ワイヤロープ類、滑車類、給電ケーブル、引綱ロープ、開閉ロープ、カーテンレールの部品交換を行う。
- (イ) 各吊物機構昇降方式は既存同等の昇降方式とするが、緞帳昇降装置については、停止精度を考慮し、インバータとすること。
- (ウ) 側面反射板のセット用ワイヤーロープは十分な強度を有したチェーンに交換すること。
- (エ) 絞り緞帳に関しては既存の形状を考慮するために姿図を提出すること。幕地については消防法に基づく防炎加工を施したものとすること。

イ 操作盤・制御盤

- (ア) 耐用年数の過ぎた操作盤・制御盤の交換を行う。操作盤の筐体については既設流用とするので操作面パネル及び盤内電気部品を更新すること。
- (イ) 制御盤についても筐体は既設流用とするが、緞帳昇降装置インバータ化に伴う増設分は、配置場所を考慮すること。

ウ 迫り装置の部品交換

- (ア) 耐用年数を超過したモーター、ブレーキ、減速機、駆動軸、カップリング、Vベルトの交換を行う。
- (イ) スクリューネジ、ギヤボックスについては既設流用とし、カップリングでの接続部については現地で確認のうえ、十分配慮すること。

エ 電気部品の更新（交換）

耐用年数の過ぎたりリミットスイッチ、突上げスイッチの更新を行う。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
【吊物装置】			
プロセニアムライ ト	電動ワイヤ巻取方式、吊荷重500kg 動力1.5kw、昇降速度7m/min、 L=12m	1式	既設同等にて巻上機、滑車 類、ワイヤロープ類、突上げスイッチ 交換

部位	既設仕様	数量	改修仕様
緞帳	電動ワイヤトラクション方式、吊荷重 800kg 動力2.2kw、昇降速度30m/min、 L=18m	1式	インバータ化を行うと共に巻上機、滑車類、ワイヤロープ類、リミットスイッチ、突上げスイッチ交換
変形絞り緞帳	電動ワイヤ巻取方式、吊荷重555kg 動力2.2kw×1 1.5kw×2 昇降速度30m/min、45m/min、 L=18m	1式	既設同等にて巻上機、滑車類、ワイヤロープ類、突上げスイッチ交換
暗転幕	手動カウンターウェイト方式、吊荷重 240kg L=18m	1式	既設同等にて滑車類、ワイヤロープ類、引綱ロープ交換
袖幕 (1) (2)	手動カウンターウェイト方式、吊荷重 170kg L=4m×2	2式	既設同等にて滑車類、ワイヤロープ類、引綱ロープ、開閉ロープ、カーテンレール交換
吊物バトン (1)	手動カウンターウェイト方式、吊荷重 450kg L=17.5m	1式	既設同等にて滑車類、ワイヤロープ類、引綱ロープ、定式幕用カーテンレール交換
ボーダーライト (1) (2)	手動カウンターウェイト方式、吊荷重 470kg L=17m	2式	既設同等にて滑車類、ワイヤロープ類、引綱ロープ交換
サスペンションライト (1) (2) (3)	手動カウンターウェイト方式、吊荷重 690kg L=17m	3式	既設同等にて滑車類、ワイヤロープ類、引綱ロープ交換
一文字幕 (2) (4)	手動カウンターウェイト方式、吊荷重 350kg L=17m	2式	既設同等にて滑車類、ワイヤロープ類、引綱ロープ交換
天井反射板昇降	電動ワイヤトラクション方式、吊荷重 4,450kg 動力2.2kw、昇降速度3m/min	1式	既設同等にて巻上機、滑車類、ワイヤロープ類、リミットスイッチ、突上げスイッチ交換
天井反射板傾斜	電動ワイヤ巻取方式 動力0.75kw、昇降速度1.6m/min	1式	既設同等にて巻上機、ワイヤロープ類、給電ケーブル、突上げスイッチ交換
袖幕 (3) (4)	手動カウンターウェイト方式、吊荷重 120kg L=3m×2	2式	既設同等にて滑車類、ワイヤロープ類、引綱ロープ、開閉ロープ、カーテンレール交換
吊物バトン (2) ~ (7)	手動カウンターウェイト方式、吊荷重 350kg L=17m	6式	既設同等にて滑車類、ワイヤロープ類、引綱ロープ交換
中割幕	手動カウンターウェイト方式、吊荷重 400kg L=20.5m	1式	既設同等にて滑車類、ワイヤロープ類、引綱ロープ、開閉ロープ、カーテンレール交換
スクリーン	電動ワイヤ巻取方式、吊荷重930kg 動力1.5kw、昇降速度3m/min	1式	既設同等にて巻上機、滑車類、ワイヤロープ類、突上げスイッチ交換
カットマスク兼	電動ワイヤ巻取方式	1式	既設同等にて巻上機、ワイヤロープ

部位	既設仕様	数量	改修仕様
カーテン	動力0.4kw、昇降速度15m/min		類、カーテンレール、給電ケーブル交換
水平トライト	手動カウンターウェイト方式、吊荷重 470kg L=17m	1式	既設同等にて滑車類、ワイロープ類、引綱ロープ交換
正面反射板昇降	電動ワイヤトーション方式、吊荷重 6,200kg 動力2.2kw、昇降速度3m/min	1式	既設同等にて巻上機、滑車類、ワイロープ類、リミットスイッチ、突上げスイッチ交換
正面反射板傾斜	電動ワイヤ巻取方式 動力0.4kw、昇降速度1.6m/min	1式	既設同等にて巻上機、ワイロープ類、給電ケーブル、突上げスイッチ交換
大黒バック幕	手動カウンターウェイト方式、吊荷重 400kg L=20.5m	1式	既設同等にて滑車類、ワイロープ類、引綱ロープ、開閉ロープ、カーテンレール交換
水平ト幕	手動カウンターウェイト方式、吊荷重 310kg L=20m	1式	既設同等にて滑車類、ワイロープ類、引綱ロープ交換
側面反射板(1) 上手・下手	電動ワイヤ巻取方式、吊荷重 1,500kg 動力1.5kw、昇降速度1.5m/min	2式	既設同等にて巻上機、滑車類、ワイロープ類、突上げスイッチ交換、セット用チェーン類
側面反射板(2) 上手・下手	電動ワイヤ巻取方式、吊荷重600kg 動力0.75kw、昇降速度1.5m/min	2式	既設同等にて巻上機、滑車類、ワイロープ類、突上げスイッチ交換、セット用チェーン類
【迫り装置】			
迫り	電動スクルー押し上げ式、動力5.5kw 昇降速度2m/min 積載荷重 可動時100kg/m ² 停止時350kg/m ²	1式	既設同等にてモーター、ディスクブレーキ、減速機、駆動軸、カップリング、Vベルト、リミットスイッチ交換、スクルーネジ、ギヤボックスは既設流用
【電気設備】			
操作盤	主幹用キースwitch、主幹用押し釦、 上記吊物・迫り類の昇降、傾斜 押し釦、非常停止スイッチ、各表示灯	1式	既設同等にて操作盤面パネル及び操作盤内機器の交換。 (筐体既設流用)
映写室操作箱	緞帳、絞り緞帳、カットマスクの昇 降、開閉押し釦	1式	既設同等にて操作箱面パネル及び操作箱内機器の交換。 (筐体既設流用)
制御盤	一次側電源3φAC200V60Hz 各吊物・迫り用MMCB、その他各 MCB、リレー類	1式	既設同等にて制御盤内中板を 機器ごと交換。 (筐体既設流用)
【諸幕】			
緞帳	西陣綴織 W18m×H8m ヒタ [〃] 無し	1枚	既設流用
変形絞り緞帳	西陣別織 5変形 W17.6m×H15m 11号帆布付き	1枚	既設同等にて交換
暗転幕	11号帆布 W18m×H8m ヒタ [〃] 無し	1枚	既設同等にて交換 ※帆布は高密度仕様とする。
袖幕(1)	貫八別珍 W4m×H8.5m 2倍ヒタ [〃]	1対	既設同等にて交換

部位	既設仕様	数量	改修仕様
袖幕 (2)	貫八別珍 W4m×H8m 2倍ヒダ	1対	既設同等にて交換
袖幕 (3) (4)	貫八別珍 W3m×H8m 2倍ヒダ	2対	既設同等にて交換
中割幕	貫八別珍 W11m×H8.5m 2倍ヒダ	1対	既設同等にて交換
一文字幕 (1)	貫八別珍 W17m×H3m 2倍ヒダ ボーダーライト (1) へ共吊	1枚	既設同等にて交換
一文字幕 (2)	貫八別珍 W17m×H3m 2倍ヒダ	1枚	既設同等にて交換
一文字幕 (3)	貫八別珍 W17m×H3m 2倍ヒダ ボーダーライト (2) へ共吊	1枚	既設同等にて交換
一文字幕 (4)	貫八別珍 W17m×H3m 2倍ヒダ	1枚	既設同等にて交換
一文字幕 (5)	貫八別珍 W17m×H3m 2倍ヒダ ホリゾンライトへ共吊	1枚	既設同等にて交換
スクリーン	スクリーン地 W10.7m×H3.9m ヒダ無し	1枚	既設同等にて交換
カットマスク	貫八別珍 W7m×H5m 2倍ヒダ	1対	既設同等にて交換
四方固定マスク	貫八別珍 ヒダ無し	1式	既設同等にて交換
上部飾り幕	貫八別珍 2倍ヒダ	1枚	既設同等にて交換
大黒バック幕	貫八別珍 W11m×H8.5m 2倍ヒダ	1対	既設同等にて交換
ホリゾン幕	11号帆布 W20m×H8.5m ヒダ無し	1枚	既設同等にて交換

(3) 舞台照明設備

ア 負荷設備の更新

- (ア) ボーダーライト、ホリゾンライトにLED器具を採用する。
- (イ) コンセントおよび照明器具類は既設流用とするが、移動照明器具としてLED器具の導入を行う。

イ 調光設備の更新

- (ア) 耐用年数の過ぎた下記調光設備類の更新、修繕を行う。
- ・調光分岐盤内調光特性発生器
 - ・調光操作卓
 - ・舞台袖操作盤
 - ・LCDレベルモニタ
- (イ) 上記の設備更新に伴い、舞台袖操作盤用コネクタボックス及びワイヤレス装置の追加を行う。

ウ DMX回線の増設

フロアー及びライトバトンにDMXと直回路のコンセントを設け、調光室のDMXパッチ盤にDMX信号用のミキサ、スプリッタ、コネクタを追加する。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
フットライト	IL60W×72灯 4色配線 L=10.8m	1列	既設流用
花道フットライト	IL60W×24灯 2色配線 L= 3.6m	2列	既設流用

第2 施設の機能及び性能に係る要求水準

部位	既設仕様	数量	改修仕様
フアーコンセント	C型30A 2口用×10、3口用×4、4口用×4	1式	C型30A 2口用×10、3口用×4、4口用×4：既設流用 C型30A 1口用+DMX信号 1口×4：増設
持込卓用コネクタボックス	なし		C型30A 1口+平行15A 1口+DMX信号2口×1：増設
ローホリゾントライト	ハロゲン300W×8灯 4色配線 L=2.0m×9 C型60A 4口用×2	1式	LED (W+RGB+BEO) 540W (台車付) ×9、C型30A 1口+DMX信号1口×1：更新 C型30A 1口×2：増設
第1ホータライト	IL200W×81灯 4色配線 L=16.2m C型20A 24ヶ付 ホータケーブル 5.5sq-9心×21m×2本 接続端子函 60A 4回路用×2台	1式	LEDホータライト (W+RGB) 220W×9台、ホータケーブル 8sq-3心×21m×1：更新 コンセントボックス C型30A 1口+DMX信号 1口×1、ホータケーブル DMX信号ケーブル×21m×1、接続端子函 DMX信号用×1：増設 接続端子函 60A 4回路用×1：既設流用
第2ホータライト	同上	1式	同上で更新及び追加
第1サスペンションライト	C型20A 36ヶ付 12回路 L=16.2m ホータケーブル 5.5sq-9心×21m×3 接続端子函 60A 4回路用×3	1式	C型20A 36ヶ付 12回路 L=16.2m、ホータケーブル 5.5sq-9心×21m×3、接続端子函 60A 4回路用×3：既設流用 C型30A 1口+DMX信号 1口×2、ホータケーブル 8sq-3心×21m×2、DMX信号ケーブル×21m×2、接続端子函 60A 4回路用×2、DMX信号用×2：増設
第2サスペンションライト	同上	1式	同上で更新及び追加
第3サスペンションライト	同上	1式	同上で更新及び追加
サスペンション照明器具	平凸レンズスポットハロゲン1kW×24 ハイベックスレンズスポットハロゲン1kW×48	1式	既設流用
アッパホリゾントライト	フラットライトハロゲン300W×80 C型20A 80ヶ付 16回路 L=16.2m ホータケーブル 5.5sq-9心×21m×4 接続端子函 60A 4回路用×4	1式	LED (W+RGB+BEO) 540W×9、C型30A 3口+DMX信号 1口×1、ホータケーブル 8sq-7心×21m×1：更新 ホータケーブル DMX信号ケーブル×21m×1、接続端子函 DMX信号用×1：増設 接続端子函 60A 4回路用×1：既設流用
プロセミアサスペンションライト	C型20A 24ヶ付 8回路 L=10.8m ケーブルリール：5.5sq-9心×17m用×2 ホータケーブル：5.5sq-9心×24m×2	1式	C型20A 24ヶ付 8回路 L=10.8m、ケーブルリール：5.5sq-9心×17m用×2、ホータケーブル：5.5sq-9心

部位	既設仕様	数量	改修仕様
	接続端子函：60A 4回路用×2 平凸レンズスポットライト1kW×8 ハイベックスレンズスポットライト1kW×10		×24m×2、接続端子函：60A 4回路用×2、平凸レンズスポットライト1kW×8、ハイベックスレンズスポットライト1kW×10：既設流用 C型30A 1口+DMX信号 1口×2、ケーブルリール：8sq-3心×17m用×2、DMX信号×17m用×2、接続端子函 60A 4回路用×2、DMX信号用×2 カットローラー×1 増設
トメンタルライト	C型20A 4ヶ付 2回路 L=2.2m 平凸レンズスポットライト1kW×4	2列	既設流用
天井反射板ライト	ダウンライトライト300W×60 ボーターケーブル 5.5sq-9心×21m×1 5.5sq-5心×21m×1 接続端子函 60A 4回路用×4	1式	既設流用
フロントサイトライト	C型20A 4ヶ付 4回路×4列 平凸レンズスポットライト1kW×24 Parライト1kW×4	1式	既設流用
シーリングライト	C型20A 28ヶ付 14回路 L=12.6m 平凸レンズスポットライト1kW×26 ピンスポットライト650W×2	1式	既設流用
センターピンスポットライト	ピンスポットライト2kW×2	1式	既設流用
移動用照明器具		1式	SourceFourLED3 Luster × 20、LSC-810-WW×16、VL800 EventPAR RGBA×24 増設
調光主幹盤	受電3φ4W 105/182V 240kVA 総主幹MCCB 4P 800AF/800AT 各種負荷分岐MCCB	1式	既設流用
調光分岐盤	調光インターフェイスブロック 作業灯制御ブロック 調光特性発生器 F-72	1式	調光インターフェイスブロック、作業灯制御ブロック：既設流用 調光特性発生器 F-72：更新
調光器盤	MDA2型調光器 3kW 160台 6kW 8台 2kW 24台 リモートコントローラ 1台	1式	既設流用
調光操作卓	PRETYNA-A メモリー 1000シーン プリセットフェクター 60本×3段 グループフェクター 6本 スタックフェクター 10本 (10ページ) 15型LCDディスプレイ	1式	下記仕様で更新 PRETYNA-M-A 最大制御チャンネル 1024ch 最大制御回路数 1024回路 メモリー 1000シーン (タイム機能) プリセットフェクター 80本×3段 サブマスターフェクター 30本 (99ページ) LED操作機能、ハート機能 17型タッチモニタ

部位	既設仕様	数量	改修仕様
舞台袖操作盤	機構操作盤に組込 マスターフェータ [°] × 1 スタックフェータ [°] × 10 客席自動調光スイッチ 作業灯スイッチ	1式	下記仕様で更新 機構操作盤組込分 作業灯スイッチ×1 移動型とし、機構操作盤から分離 マスターフェータ [°] × 1 サブマスターフェータ [°] × 20 客席自動調光スイッチ × 1
舞台袖操作盤用コネクタボックス	なし	1式	舞台袖操作盤接続用コネクタ
ワイヤレス装置	なし	1式	下記仕様で増設 ワイヤレスコントローラ × 1 ワイヤレス受信機 × 1
制御信号パッチ盤	HOLDスイッチ × 1 DMXミキサ × 1 DMXスプリッタ × 1 DMX信号入力パネル DMX信号出力パネル	1式	既設流用 下記部品を追加、更新 直流電源装置：更新 DMXミキサ×1、DMXスプリッタ × 1 DMX信号入力パネル、DMX信号出力パネル：追加
LCDレベルモニタ	LCDモニタディスプレイ	1式	既設流用 下記部品を更新 LCDモニタディスプレイ 直流電源装置：更新

(4) 舞台音響設備

納入機種を選定は納入時最新モデルとし、長時間の使用において性能、機能、操作性が著しく低下しない機種を選定すること。

ア 入力系機器の更新

耐用年数を過ぎた下記調整機器類の更新を行う。

- ・音響調整卓
- ・出力モニター装置
- ・録音再生機器類
- ・入出力パッチ架

イ パワーアンプ架の更新

耐用年数を過ぎた出力系機器の更新を行う。既設スピーカーに適したパワーアンププロセッサを使用すること。また必要な電源供給ができるよう必要に応じて音響分電盤の改造・増設を行うこと。

※主スピーカーの更新は行わないが、拡声システムの主要機器（調整卓、パワーアンプ等）の更新を行うので、音響設備全体の能力を測るため以下の音響測定

を行うものとする。

- (ア) 最大再生音圧レベル（客席内代表点）
- (イ) 定常音音圧レベル分布（客席内各所：15ポイント程度）
- (ウ) 伝送周波数特性（客席代表点：8ポイント）
- (エ) 残留雑音
- (オ) 安全拡声利得

ウ ホール ITV 設備

舞台運営に支障のない画像遅延時間を抑えたカメラシステムをする。

エ 映像設備

プロジェクター本体は映写室に据え置き型とし、舞台袖の入力機器は可搬型とする。また、伝送ケーブルは新設工事とする。

オ ネットワークオーディオ規格

- (ア) Dante デジタルオーディオ伝送方式で2重化に対応したシステムとし、新規ネットワーク配線は、カテゴリ6A STP 以上のツイストペアケーブルまたは光ファイバーケーブル（OM3 以上または OS1 以上）を使用すること。
- (イ) 光ファイバーを使用する場合は、多芯で予備回線を設けること。

カ 難聴者支援システム

赤外線方式による難聴者支援システムを新設する。ラジエーターと受信機の基本構成とし、ホール全席（親子室除く）で受信可能とする。

部位	既設仕様	数量	改修仕様（参考型番）
音響調整卓	アナログミキサー HYFAX Twister 入力：モノ24 ステレオ4 グループ：PGM8、AUX6 出力：マトリックス出力24 エレベーターマイクリモコン 開演ブザー起動スイッチ	1式	デジタルミキサーに更新 (YAMAHA CL3相当品) 制御用PC Windowsノート、 iPad、卓置台製作
出力モニター	2WayスピーカーJBL4408A 特型24ch×2 バーグラフ型出力メーター	1式	パワード型2Wayスピーカー 出力モニターメーター 音響調整室内・新設パトンに吊込み
録音再生機器類	カセットデッキ 2台 CDプレーヤー 1台 MDレコーダー 2台 キャスター台付	1式	CD・メモリプレーヤー 2台 メモリ・CDレコーダー 2台 MD/CDプレーヤー 2台 すべて可搬ケース収納し、I/Oパッチ架との16ch入出力相当のトランク回路、電源ユニット、照明ランプ付置台を備える。
入力パッチ架	XLRタイプ 収納架 1架 端子部一式	1式	XLRタイプパッチパネル更新 デジタル入出力ボックス (YAMAHA Rio3224-D2相当品)

部位	既設仕様	数量	改修仕様 (参考型番)
	インカム電源部 ワイヤレスチューナー2ch×2台 アンテナ分配器 開演ブザー装置		Dante用2重化LANスイッチ、コントロール系LANスイッチ、ネットワークマネジメントルーター、Wi-Fiアンテナを備える。 エアモニタマイク用ヘッドアンプ (Drawmer 4×4R相当品) 収納架 1架
パワーアンプ架	パワーアンプ 500W×2ch HYFAX PR-8023A 15台 250W HYFAX PR-1802 3台 スピーカープロセッサ グラフィックイコライザー 収納架 3架	1式	統合型システムリモートパネル パワーアンプ 1200W×4ch Dante入力付 6台 140W×4ch Dante入力付 2台 Dante対応シグナルプロセッサ (YAMAHA MRX7-D相当品) 出力制御リレー部 無停電電源装置 収納架 2~3架
舞台下手袖リモート	開演ブザーリモート	1式	統合型システムリモートパネル システム電源起動 スピーカー出力スイッチ 開演ブザーリモート 下手袖ITV架に実装
移動型機器	アナログミキサー ALLEN&HEATH GL2400-424 (ケース付)	1式	デジタルミキサー (YAMAHA QL1+Rio1608-D2×2台 (ケース付) 相当品)
ワイヤレスマイク装置	受信機 4ch 800MHzB帯 ハンド形送信機 6本 ワイヤレスアンテナ 4基	1式	デジタルB帯2ch受信機 Dante出力付 2台 ハンド形送信機 4本 ボディバック型送信機 4台 ワイヤレスアンテナ 4基 ※50Ωアンテナケーブル新設
プロセニアムスピーカー	2Way 60°×40°型 3台 EAW MK5364 2Way 90°×60°型 2台 EAW MK8196	1式	既設流用
サイドスピーカー (片側分)	2Way 60°×40°型 2台 EAW MK5364 2Way 90°×60°型 1台 EAW MK8196 超低音部スピーカー 1台 EAW SB180R	1式	既設流用
ステージフロント スピーカー	EV 409-8E	5台	既設流用
シーリングスピー	シーリングスピーカー	1式	既設流用

部位	既設仕様	数量	改修仕様 (参考型番)
カー ウォールスピーカ ー	ALTEC 5384 5基 ウォールスピーカ ー ALTEC 409-8D 8基		
固定はねかえりス ピーカー	2Wayスピーカー EV SX300	2台	既設流用
移動型スピーカー	2WayスピーカーSx200スタンド付 2台 2WayスピーカーFM1502 2台	1式	既設流用
運営系スピーカー		1式	既設流用
調光系スピーカー	10W アンプ付 1台	1式	既設流用
親子室スピーカー	2Wayスピーカー BOSE 301MK II	2台	既設流用
コネクタ盤類	舞台下手袖コネクタ盤 1面 舞台上手袖コネクタ盤 1面 客席コネクタ盤 1面 舞台床埋込型 マイクXLR3-31×2 2面 スピーカ-NL4×2 3面 コネクタプレート マイク用A 親子・調光室 マイク用B 映写室 マイク用C 客席、投光室ほか スピーカ用A 固定ハネ返り用 スピーカ用B スノコ	1式	左記の箇所 (埋込BOXは流用可) パネル面、コネクタ交換 必要に応じてネットワークオー ディオ回線など増設。
エアモニターマイ ク	指向性コンデンサー型 ×2本	1式	(audio-technica ATM57a相当品)
三点吊りマイク装 置	電動式 2ch仕様 リモートコントローラー付帯	1式	既設流用
インターカム装置	Clear-Com 2ch仕様 スピーカーステーション 壁付型2台 移動型2台 ベルトパックステーション 1ch仕様 6台 ヘッドセット 11台 ハンドマイク 2台 2回路用接続プレート 6面	1式	Clear-Com 2ch仕様 現行品 パワーサプライ 1台 可搬型リモートステーション 6台 ベルトパック型リモートステー ション 6台 ヘッドセット 12台 ハンドマイク 2台 インターカムコンセント更新
マイクロフォン類	既存品に追加	1式	SHURE SM58-LCE 10本 SHURE SM57-LCE 10本 SHURE SM58SE 4本 AMCRON PCC-160 5本 SONY C-38B 1本 AKG C451B 2本 AKG C480B Combo 2本 AKG C414 XLII 6本 程度増設

第2 施設の機能及び性能に係る要求水準

部位	既設仕様	数量	改修仕様 (参考型番)
マイクスタンド類	既存品に追加	1式	TAKARA FM-3120 5本 TAKARA FM-3150 5本 K&M ST201/2B 5本 K&M ST210/2B 10本 K&M ST259/2B 10本 TAKARA TM-5110 5本 TOMOCA DS-40KB 5台 SHURE G-18 5本 程度増設 マイクスタンドケース30本用 TAGUCHI BS-30LC 1台
ケーブル類	既存品に追加	1式	マイクケーブル0.3m 20本 マイクケーブル0.5m 40本 マイクケーブル1.0m 20本 スピーカーケーブル0.5m 8本 CAT6A-STPケーブル2.0m 4本 CAT6A-STPケーブル5.0m 8本 CAT6A-STPケーブル10.0m 8本 程度増設
小物類		1式	フェーダーボックス TCC-100 1台 ダイレクトボックス TYPE85S 4台 ヘッドフォン MDR-CD900ST 1台
ホールITV設備	アナログ方式カメラ 舞台正面リモートカメラ 1台 舞台袖架内にカメラリモコン、 アナログ放送用変調器1ch 館内TV共聴設備送り	1式	FullHD、HD-SDI伝送方式 舞台正面リモートカメラ 1台 Panasonic AW-HE70SK9 固定カメラ 3台 HITACHI KP-HD1005 下手袖、ロビー、ホワイエ 運営系統 HD-SDIスイッチャー分配 24V型モニターTV 2台 楽屋系統 館内テレビ共聴設備経由 24V型地デジTV 10台 ホワイエ系統 50V型ホワイエ大型TV 1台 下手袖センター機器 カメラ電源 (必要台数)

部位	既設仕様	数量	改修仕様（参考型番）
			正面カメラ用リモコン SDIマトリクススイッチャー IMAGENICS HS-1616相当品 OFDM変調器 3波分 下手袖用24V型モニターTV 収納架 1架（下手袖設置）
映像設備	液晶プロジェクター備品 Panasonic TH-DW7000-K 本体、入力機器は映写室内設置	1式	レーザー光源液晶プロジェクター（EB-L1505UH 相当品） ・スクリーン解像度：4K以上 ・輝度：12000ルーメン以上 ・液晶パネル画素数1920×1200×3枚以上 ・レーザーダイオード光源 ・オプションレンズ必要 ・プロジェクター固定設置台製作（映写室常設置） シグナルスイッチャー（IMAGENICS ILS-41相当品） HDMI信号同軸延長器・受信器 4K対応HDMIスイッチャー（IMAGENICS HCS-41相当品） HDMI信号同軸延長器・受信器 ブルーレイプレーヤー（BD-MP1相当品） 可搬型収納ケース入り（下手袖 接続盤設置）
難聴者支援システム	無し（新設）	1式	赤外線方式で照射エリアはホール客席全席とする ・ラジエーターコントローラー 1台（参考型番WH-CR103） ・ラジエーター 4台（参考型番WH-CR102） ・受信機 20台 ・充電器：受信機台数分 ラジエーターへのケーブル工事含む

(5) 聴覚障害者対応緊急案内表示装置（LED 緊急視覚表示装置）

ホール利用時の非常時に施設防災装置と連動し、観客席の聴覚障害者、健常者の方へ視覚・文字表示による注意喚起・警告と案内が行えることを目的に新設す

る装置。

部位	既設仕様	数量	改修仕様
表示内容送出装置 ○舞台下手袖機構 操作盤近傍	無し（新設）	1式	<ul style="list-style-type: none"> ・メディアサーバー PCベースのカスタマイズ品 表示コンテンツのデータ編集、管理等の機能 表示内容 ※緊急災害告知及び緊急対応案内 多言語表示対応（日・英・中・韓） 手動入力可能（入力機は別途） （参考PC型番：DELL OptiPlex3080） ・表示コントローラー 手動時の定型文及び任意文字列表示機 （参考型番：特型品） ・制御器（手動・自動 切替機能付） 防災装置からの非常信号と連動し、自動で表示を送出する機能及び手動送出切り替え機能 （参考型番：特型品）
LED表示装置 ① ホール客席上手大臣壁面サイドスピーカー開口近傍 ② ホール客席下手大臣壁面サイドスピーカー開口近傍	無し（新設）	2式	<ul style="list-style-type: none"> ・横幅50cm×縦幅4.0m×厚10cm程度（壁面露出） ・20m離れた席からでも視認できること 縦12文字程度の表示機能 （文字サイズ300mm角程度） <LEDディスプレイ詳細> LEDピッチ：フルカラー3.9mm 輝度：3,000cd/m²程度 一面あたりの解像度：横128px×縦1,024px程度 フロントメンテナンス対応 （参考型番：NeoVision HU390）
停電対応機能付専用電源盤 ○舞台下手袖機構 操作盤近傍	無し（新設）	1式	<p>横幅60cm×縦幅120cm×厚100cm程度 （参考型番：SANWA DIRECT 24Uサーバーラック）但し、設置場所、UPSの必要容量等により、形状、サイズについては変更可とし、鈴鹿市の所管部署の承認を受けること</p> <p>主幹 単相三線 100V90A×1 送出部 AC100V15A×2 表示部 AC100V40A×1（端子台） 予備 AC100V15A×1</p> <p>停電対応・UPS設置（参考型番：OMRON BU300RW×1 OMRON BU75RW×1）</p>

第2 施設の機能及び性能等に係る要求水準

部位	既設仕様	数量	改修仕様
特記	<p>表示装置は、おおよそ全席からの視認性に配慮した機器、配置を配慮すること。 表示内容は、鈴鹿市の所管部署と文言等の協議・承認を受けること。 ※採用する送出及び表示機器については停電時対応とし、UPS設置を設けること。 停電時の対応時間20分以上とする。</p>		

第3 施設の設計及び建設に係る要求水準

1 基本要件

ア 業務の目的

事業者は、本要求水準書に規定した仕様又はそれを上回る水準の仕様を提案し、設計を行い、設計図書を作成すること。

また事業者は、自ら設計した内容に基づき、本施設の改修を行うとともに、本要求水準書に示された各什器・備品等を整備すること。

イ 業務の区分

事業者の業務区分は「第1-6 事業の範囲」を参照すること。

ウ 業務の対象範囲

業務の対象範囲は、本施設とする。

エ 業務期間

契約締結日（令和4年6月予定）～令和6年3月

2 設計業務の要求水準

(1) 着手前業務

ア 業務体制の確立

(ア) 事業者は、設計業務を遂行するにあたって、設計業務責任者を配置するものとし、設計業務着手前に本市に承諾を得ること。

(イ) 事業者は、音響設計にあたって、建築音響専門技術者を配置するものとし、本市の承諾を得ること。なお、建築音響技術者は、改修前の建築音響検査及び検討を行った音響コンサル会社と同等以上の能力と実績を有する機関とすること。

イ 設計業務計画書の作成

事業者は、設計業務の実施に際し、次の書類を本市に提出し確認を得ること。

- ・設計業務計画書（組織体制を含む）
- ・設計工程表（実施設計、建築確認申請等各種申請手続及び本市との調整工程）
- ・施工工程表
- ・設計業務責任者届（設計経歴書を添付のこと）
- ・設計業務着手届

(2) 設計期間中業務**ア 事前調査業務及び関連業務（建築物の設計・建設のために必要な調査を含む。）****(ア) 有害物質調査（アスベスト・PCB等）**

事業者は、本施設の有害物質（アスベスト、PCB等）の使用の有無に関する調査を行い、調査報告書を本市に提出すること。なお、調査の結果、新たに有害物質が検出された場合、その撤去処分にかかる費用は本市の負担とする。なお、PCB廃棄物は本市に引き渡すこと。

(イ) 音響測定

a 既設椅子の音響試験を行う。吸音力の試験については、建築音響専門技術者の指示に従い、試験内容について計画書を作成し、本市の承諾を得るとともに、その結果を本市に報告すること。

b 事業者は、既存資料をもとにホール含めた諸室の追加音響測定の可否を検討し、必要に応じて調査を行うこと。

(ウ) その他設計業務に伴い必要な調査等**イ 改修実施設計及びその関連業務に伴う各種申請等の業務****(ア) 各種申請・許認可取得手続き等の実施**

a 事業スケジュールに支障のないよう、関係機関等と協議を行い、各種申請・許認可取得の手続き等を実施すること。

b 事業者は、関係機関との協議内容を本市に報告すること。

(イ) 実施設計業務の実施

a 事業者は、事業契約書、本要求水準書、事業提案書に基づいて実施設計を実施すること。なお、実施設計は事業者が工事費内訳書を作成するために十分な内容とすること。

b 事業者は、設計業務の遂行にあたり本市と協議の上、進めるものとし、その内容について、その都度打合せ記録簿に記録し、相互に確認すること。

c 事業者は、本市に対し、設計業務の進捗状況を定期的に報告すること。

d 本市は設計業務の進捗状況及び内容について、随時確認できるものとする。

e 事業者は、本市が議会や市民等に向けて設計内容に関する説明を行う場合、本市の要請に応じて説明用資料を作成するとともに、必要に応じて説明に協力すること。

f 事業者は、設計の内容について、「要求水準等確認計画書」に基づき、セルフモニタリングを実施し、その結果を「要求水準等確認報告書」として取りまとめること。

(3) 設計図書の提出

事業者は、設計業務終了時に次の書類を本市に提出し、承諾を得ること。なお、様式・書式については、別途、本市の指示するところによるものとする。電子納

品については、手続書類及び設計図書を、国土交通省による「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン」に準拠したものとする。

なお、本施設の設計図書等に関する著作権は事業者に帰属し、その使用权は、本市に移譲するものとする。

- ・設計図面（図面データ、音響特記仕様書を含む※）
- ・設計説明書
- ・工事工程表
- ・工事費内訳書
- ・数量調書
- ・設計計算書（設備、構造など）
- ・什器備品リスト
- ・保全に関する説明書
- ・打合せ記録簿
- ・官公庁協議録
- ・完成予想図
- ・要求水準等確認報告書（実施設計終了時）
- ・設計業務完了届（実施設計完了時）

※音響にかかる試験、中間検査、施工監理や材料やディテール等の仕様及び施工上の留意事項等を明記すること。

3 建設業務の要求水準

(1) 着工前業務

ア 施工計画書の作成

事業者は、建設工事の着手前に次の書類を本市に提出し確認を受けること。

- ・ 施工計画書（全体及び詳細工程を含む）
- ・ 品質管理計画書
- ・ 施工体制台帳
- ・ 工事着工届
- ・ 現場代理人及び主任技術者届（経歴書を添付のこと）
- ・ 工事記録写真撮影計画書
- ・ 仮設計画書
- ・ 主要機器一覧表
- ・ 下請業者一覧表
- ・ その他改修工事業務の実施に必要な書類等

イ 各種申請等

事業者は、建設工事にともなう各種申請、許認可等の手続を、適切な時期に実施すること。またこれらの書類の写し等を本市に提出すること。

ウ 事前調査等

- (ア) 建設工事が近隣住民等の生活環境に与える影響を調査の上、十分な近隣対策を実施し、工事の円滑な進行と安全を確保すること。
- (イ) 工事の遂行に当たり必要となる工事説明会、準備調査などの近隣住民との対応・調整については、本市と協議の上、行うこと。

エ 仮設計画

- (ア) 工事用地として使用可能な範囲は、敷地内とすること。
- (イ) 敷地南側の市道よりアクセスすること。
- (ウ) 着工までに所轄警察署等と十分協議すること。

(2) 建設期間中業務

ア 基本事項

- (ア) 各種関係法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従い、適切に工事を実施すること。
- (イ) 事業者は、工事期間中、現場事務所に工事記録を常備すること。
- (ウ) 事業者は、本市に対して工事の進捗状況を定期的に報告すること。
- (エ) 本市は、工事の進捗状況及び内容について、随時事業者を確認できるものとする。

イ 解体撤去業務

- (ア) 事業者は、事業契約書、本要求水準書、事業提案書、実施設計図書及び施工計画書等に基づいて本施設の解体・撤去を自己の責任において実施すること。

ウ 改修工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務

- (ア) 事業者は、事業契約書、本要求水準書、事業提案書、実施設計図書及び施工計画書等に基づいて、本施設の改修工事を自己の責任において実施すること。
- (イ) 「3-(1)-イ 各種申請等」に基づき、業務を実施すること。

エ 工事関係書類の提出

- ・機器承諾願
- ・再資源利用（促進）計画書
- ・主要工事施工計画書
- ・VOC 室内濃度測定計画書
- ・各種試験結果報告書
- ・各種出荷証明
- ・マニフェスト
- ・その他工事施工に必要な書類等

オ 工事に伴う留意事項

- (ア) 近隣住民等の安全確保と環境保全に十分配慮すること。
- (イ) 工事中は周辺その他からの苦情が発生しないよう注意するとともに、万一苦情等が発生した場合については、事業者を窓口として、適切に対応すること。
- (ウ) 既存部分に汚染又は損傷を与えないよう留意し、万一損傷等を与えた場合は、事業者の責任において速やかに修復等の処置を行うこと。
- (エ) 工事施工の各段階において、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境の保全に努めること。万一周辺環境に悪影響を与えた場合は、事業者の責任において処理すること。
- (オ) 工事に伴い発生する廃棄物は、法令等に定められたとおり適切に処理、処分すること。
- (カ) 工事に伴い発生する廃材等については、リサイクル等再資源化に努めること。
- (キ) 事業者は自己の責任において、騒音、悪臭、光害、電波障害、粉塵の発生、交通渋滞その他工事により近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、近隣対策を行うこと。
- (ク) 事業者は近隣への対応について、事前及び事後にその内容及び結果を本市に報告すること。

(3) 竣工後業務

ア 室内化学物質の濃度測定

室内空気に含まれるホルムアルデヒドやVOC対策として、本施設の室内空気中の化学物質の濃度測定を行い、その結果が厚生労働省の指針値以下の状態であることを確認すること。

イ 音響測定

- (ア) 事業者は、けやきホールの電気音響測定及び建築音響測定を行い、その結果を本市に報告すること。
- (イ) 事業者は、けやきホール客席の新設椅子の音響試験を行い、その結果を本市に報告すること。

ウ 事業者による完成検査等

- (ア) 事業者は、自己の責任及び費用において、完成検査及び機器・器具等の試運転等（以下、「完成検査等」という。）を実施すること。
- (イ) 完成検査等の実施に当たっては、事前に本市に書面で通知すること。
- (ウ) 本市は、事業者の実施する完成検査等に立会うことができるものとする。
- (エ) 事業者は、本市に対して完成検査等の結果を書面により報告すること。

エ 本市の完成検査

- (ア) 本市は、事業者による上記完成検査の終了後、「鈴鹿市工事検査要綱」に基づき完成検査を実施する。
- (イ) 完成確認は、事業者立会いのもと、本市が確認した設計図書及び事業者の用

意した施工記録との照合により実施する。

- (ウ) 事業者は、本市による完成確認の結果、要求水準等の未達等により是正を求められた場合には、速やかに対応すること。なお、この場合に発生する費用は、事業者の負担とすること。

(4) 完成図書の提出

事業者は、次の完成図書を作成し、本市に提出すること。また、これら図書の保管場所を本施設内に確保すること。なお、様式・書式については、別途、本市の指示するところによるものとする。電子納品については、手続書類及び設計図書を、国土交通省による「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン」に準拠したものとする。

なお、本施設の設計図書等に関する著作権は事業者に帰属し、その使用权は、本市に移譲するものとする。

- ・ 竣工図（工事完成図一式、図面データ含む）
- ・ 工事記録写真
- ・ 工事完成写真
- ・ 要求水準等確認報告書
- ・ 各種検査試験成績書
- ・ 各種保証証書
- ・ 保全に関する説明書
- ・ 什器・備品リスト
- ・ 完成検査報告書
- ・ VOC 室内濃度測定報告書
- ・ 工事完了届
- ・ 完成図書引渡届

(5) 本施設の引渡しに係る業務

事業者は、本市から完成確認通知書を受領した後、完成図書と共に本施設を本市へ引渡すこと。なお、事業者は引渡しを行う際に、各設備機器の使用法について操作・運用マニュアルを作成し、本市へ提出するとともに、その説明を行うこと。